【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2022年6月24日

【事業年度】 第29期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】オリックス銀行株式会社【英訳名】ORIX Bank Corporation

【代表者の役職氏名】代表取締役社長錦織雄一【本店の所在の場所】東京都港区芝三丁目22番8号

【電話番号】 (03)6722-3633

【事務連絡者氏名】 経理部長 直井 正典

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目22番8号

【電話番号】 (03)6722-3633

【事務連絡者氏名】経理部長直井正典【縦覧に供する場所】該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	52,541	55,158	58,907	60,416	62,910
うち信託報酬	百万円	637	797	909	885	1,115
経常利益	百万円	22,663	25,215	26,612	28,732	29,240
当期純利益	百万円	15,995	17,116	18,492	19,931	20,219
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	-	-	-	-	-
資本金	百万円	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数	千株	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
純資産額	百万円	170,417	188,043	205,676	225,774	245,195
総資産額	百万円	2,041,159	2,244,384	2,601,289	2,722,080	2,713,775
預金残高	百万円	1,445,964	1,543,873	1,888,580	1,999,172	2,037,213
貸出金残高	百万円	1,675,755	1,867,818	2,151,289	2,230,002	2,205,779
有価証券残高	百万円	254,821	257,469	266,900	266,432	273,152
1 株当たり純資産額	円	142,014.88	156,702.75	171,396.92	188,145.76	204,329.27
1株当たり配当額	円	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1 株当たり当期純利益	円	13,329.81	14,263.34	15,410.72	16,609.58	16,849.51
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	8.3	8.3	7.9	8.2	9.0
自己資本利益率	%	9.8	9.5	9.3	9.2	8.5
株価収益率	倍	ı	ı	ı	1	1
配当性向	%	-	-	-	-	-
営業活動による	百万円	28,807	6,956	67,676	68,798	28,785
キャッシュ・フロー 投資活動による						•
キャッシュ・フロー	百万円	3,502	3,389	12,260	1,005	9,356
財務活動による	百万円	_	-	-	_	_
キャッシュ・フロー						
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	69,052	58,706	114,122	181,915	143,772
従業員数 	人	600	639	685	715	753
[外、平均臨時従業員数]		[147]	[148]	[149]	[141]	[124]
信託財産額	百万円	603,146	615,951	683,823	679,142	811,394
信託勘定貸出金残高	百万円	215,800	233,436	232,263	194,473	215,138
信託勘定有価証券残高	百万円	37,394	38,593	49,252	56,014	54,109
株主総利回り	%	-	-	-	-	-
(比較指標:-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価	円	-	-	-	-	-
最低株価	円	-	-	-	-	-

EDINET提出書類 オリックス銀行株式会社(E36338) 有価証券報告書

- (注) 1.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 - 3.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 - 4.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 6.株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 - 7.従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。なお、執行役員9名を含んでおります。また、平均臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 8.信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております
 - 9.株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 - 10.第26期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第25期の財務諸表については監査を受けておりません。

2

5月 6月

8月

11月

2022年2月

【沿革】	
1993年8月	山一信託銀行株式会社として設立
1998年4月	オリックスグループ入り
8月	オリックス信託銀行株式会社へ商号を変更
1999年3月	無店舗販売方式による「ダイレクト預金」の取り扱い開始
10月	住宅ローン事業開始
2001年3月	インターネット取引専用預金「 e ダイレクト預金」の取り扱い開始
10月	株主割当増資200億円を実施(増資後の資本金は300億円)
2009年3月	東京・大阪に法人営業部を新設
5月	「法人 e ダイレクト定期預金」の取り扱い開始
9月	株主割当増資200億円を実施(増資後の資本金は400億円)
10月	本店を東京都中央区日本橋兜町から港区芝へ移転
2010年3月	総資産1兆円を達成
2011年3月	株主割当増資100億円を実施(増資後の資本金は450億円)
	預金残高(譲渡性預金を含む)1兆円を達成
10月	オリックス銀行株式会社へ商号を変更
2012年3月	「オリックス銀行カードローン」の取り扱い開始
2013年 5 月	「 e ダイレクト金銭信託」の取り扱い開始
2014年12月	「eダイレクト2週間定期預金」の取り扱い開始
2015年8月	個人向け預金残高および個人向け住宅ローン残高 1 兆円を達成
11月	「かんたん相続信託」の取り扱い開始
2016年 5 月	「オリックス銀行カードローン」の融資残高1,000億円を達成
2017年 5 月	「しんくみ相続信託」の取り扱い開始
8月	適格機関投資家を対象とした「私募投資信託」の取り扱い開始
9月	「 e ダイレクト定期預金」残高 1 兆円を達成
2018年4月	「ORIX BANK GINZA PLAZA」をオープン
5月	個人向け「投資信託」の取り扱い開始
9月	「キャッシュフローシミュレーター」の取り扱い開始
	「家族信託サポートサービス」の取り扱い開始
2019年4月	「かんたん相続信託 遺贈寄附特約 」の取り扱い開始
7月	預金残高(譲渡性預金を含む)2兆円を達成
2020年8月	銀行代理業者として、ソニー銀行の住宅ローンの取り扱い開始
10月	「かんたん相続信託 iPS財団遺贈寄附特約 」の取り扱い開始
2021年3月	当社初の無担保普通社債を発行(発行額100億円)

当社初、メガソーラーへ「グリーンローン」を提供

当社初、ZEH仕様の投資用マンション開発資金を融資

不動産投資に特化した情報サイト「manabu不動産投資」を開設

サステナビリティ方針を制定

サステナブル投融資ポリシーを制定

3【事業の内容】

当社は銀行業務、信託業務を中心に以下の業務を行っております。

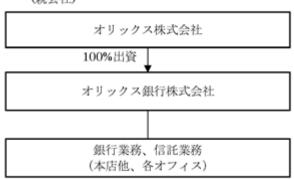
[銀行業務、信託業務]

預金業務、貸出及び債務保証業務、有価証券業務、商品有価証券業務、ノンリコースファイナンス業務、投資信託 販売業務、債権管理回収業務、銀行代理業務、信託業務 等

事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社は銀行業の単一セグメントであります。

[事業系統図]

(親会社)



4【関係会社の状況】

		※★今ワけ	議決権の所			当社	との関係	内容	
名称	住所	賞本金又は 出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	有(又は被 所有)割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社)									
オリックス株式会社	東京都港区	221,111	リース、融 資、その他 金融サービ ス	被所有 100.00	-	1	リース 取引、 債権回 収業務 の委託	社用設 備の賃 貸借	-

(注) オリックス株式会社は、有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

当社の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
753 [124]	40.8	8.1	7,700

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。なお、執行役員 9 名を含んでおります。
 - 2. 当社は、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 - 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 5. 当社の従業員組合は結成されておりません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は以下の経営理念および経営方針を定めています。

「経営理念]

当社は、たえず顧客・市場の要請に応え、先進的な金融サービスの提供により、新しい価値と環境の創造を目指すとともに、銀行業としての公共性を発揮することにより、社会に貢献する。

[経営方針]

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者保護等を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行う。このために、適切な法令等遵守態勢をさらに充実させ、また、適正な業務執行を確保するためのガバナンス体制を構築・整備する。

当社は、既存の銀行もしくは信託銀行のあり方にとらわれず、得意分野における専門性を高め、より高度な専門的サービスを提供し、収益率の高い銀行を指向する。

また、社会に貢献する当社の姿勢や理念、経営の方向性を明確化するために「サステナビリティ方針」を制定しました。当社は、持続可能な社会に貢献するために、多様なステークホルダー(お客さま、ビジネスパートナー、従業員、株主、社会、行政など)との対話を通じて社会からの要請を的確に把握し、事業を通じて社会課題に取り組んでいきます。

(2) 経営環境

行動制限の緩和に伴う消費性向の上昇により、個人消費の緩やかな回復が続いております。しかしながら、資源価格の一段の高騰、米国の金融引き締め、ロシア・ウクライナ情勢を受けた供給途絶、新型コロナウイルス感染再拡大による行動制限の強化など、先行きの不確実性は継続しております。

また、銀行業界は低金利環境継続や異業種参入による競争激化などによる収益性の低下が顕著であります。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたお客さまニーズの多様化も加速し、キャッシュレス・ペーパレス等、デジタル化の一層の進展などにより経営環境はさらに変化していくことが予想されます。

(3) 経営戦略等

当社は、店舗網やATMなどを持たず、インターネットを通じた取引を中心とすることで運営費を抑え、お客さまに魅力的な預金金利を提供しています。また、貸出においては投資用不動産ローンをメインに取り扱うことで、他の銀行との差別化を図っています。

今後のさらなる成長に向けて、サステナビリティを経営の基軸として、持続可能な社会の基盤となる産業へのファイナンス提供や、個人のお客さまの資産承継や長期的な資産形成をサポートする運用商品・サービスの提供を通じて、社会課題の解決に取り組んでまいります。また、当社自身も多様な人材・働き方や業務のデジタライゼーションを推進することで、よりお客さまの視点に立ち、社会課題の解決に資する新たな商品やサービスにつなげ、持続的な成長を目指してまいります。

(4) 経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標

当社は、持続的な成長に向けて、収益力の観点から当期純利益を、収益性の観点からROAを、健全性の観点から自己資本比率を、客観的な指標として注視しています。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、持続可能な成長に向けて次の事項を優先的に対処すべき課題と認識し、それぞれ記載した施策を中心に検討・推進しています。

サステナビリティの推進

サステナビリティを基軸とした経営を行うことで社会課題を解決し、持続可能な社会の形成に貢献する取り組みを推進。同推進に向けサステナビリティ推進チームを設置するとともに、以下の4つのテーマとそれに付随する下記の9つの重要課題(マテリアリティ)を特定し、解決に向けた事業活動を強化。また、投融資案件の検討過程において、サステナビリティの観点で精査をするため、「サステナブル投融資ポリシー」を制定。

<重要課題(マテリアリティ)>

- 1.持続可能な経済・社会の創造
 - 「高齢化社会対策」「地域活性化」「スマートでレジリエントな社会の実現」
- 2.安心・安全な住まいと暮らし
 - 「住み続けられるまちづくり」「都市問題の解消」
- 3. 自然共生社会の実現
 - 「気候変動対策」「循環型社会の形成」
- 4.誰もがのびのびと働ける職場づくり
 - 「ダイバーシティとインクルージョン」「人材育成と自己実現」

資産の質・量の適切なコントロールによるROA向上

- ()従来の投資用不動産ローン以外の分野についても、お客さまの資金調達ニーズを積極的に発掘・捕捉し貸出を行った後、その貸出金などを信託機能を活用して証券化商品などに仕立て、投資家へ販売することに注力。
- ()預金商品のほか、投資信託や金銭信託など、お客さまの資金運用ニーズに応じた魅力ある商品・サービスを適切に提供するとともに、信託機能を生かした新商品の開発など。
- ()投資用不動産ローンで培ったノウハウを生かしたコンサルティング等の不動産周辺事業での新ビジネスの 開発など。

貸出ポートフォリオの分散

投資用不動産ローンを主体とした貸出ポートフォリオの分散に向けて、事業分析力・案件構築力を高めつつ新 しい社会の基盤となる産業(再生可能エネルギー、物流施設関連等)に貸出対象の拡大を企図。

A L Mの適切なコントロールによる流動性リスクの低減

当社の運用資産の大半は投資用不動産ローンを中心とした長期ローンとなっている一方、資金調達はインターネットなどによる申し込みを通じた比較的期間の短い定期預金が中心となっている中、預金期間の長期化、資金調達手法の多様化などを通じて運用・調達の期間ギャップを適切に管理。

デジタライゼーション・働き方改革

新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびその収束後においても、旧来の業務モデル・働き方改革の流れが加速していくことが想定される中、お客さまとの関係においては、インターネットを通じた申し込みや面談、契約などを中心にデジタル化を一層推進。また、業務プロセスのデジタル化を加速させるとともにテレワークを含む役職員の多様な働き方の追求。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

[信用リスク]

当社は、投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っております。当社の事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握およびその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針(クレジット・ポリシー)」として定めています。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

本方針のもと、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理態勢の強化(*)を図っておりますが、以下、それぞれに掲げるようなリスクが生じる可能性があります。

(*)具体的には、個別与信先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一 先(グループ)に加えて、特定の業種、商品など、リスク特性が近似した与信ポートフォリオの過度な集中を 排除するための、信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしています。併せて、与信先の信用悪化など の各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証す る態勢としています。

投資用不動産ローンに伴うリスク

主力商品である投資用不動産ローンは個別の与信額は多額ではなく、リスク分散が図られた貸出金となります。 取り扱いに際しては、お客さまとの面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行います。ま た、不動産関連のマーケット情報を収集し、お客さまの返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッ シュ・フローや担保価値を総合的見地で判断する個別対応型の審査を実施し、自己査定や定期的なモニタリング等 により与信の期中管理を行っています。

しかしながら、景気動向、不動産市況、雇用情勢等の各種経済条件の変動、債務者の経済状態、大規模な自然災害の発生等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

カードローンに伴うリスク

カードローンについては、申し込み時にお客さまから申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社 および保証会社において審査を行い、お客さまの返済能力に応じた限度額設定などを行っています。また、自己査 定や定期的なモニタリング等により、保証会社の保証能力を検証しています。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、債務者の経済状態、保証会社の保証履行能力の悪化等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

法人向け融資に伴うリスク

法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っています。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会において、より慎重に最終的な与信判断を行います。また、自己査定・定期的なモニタリング等により、与信の期中管理を行っております。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、与信先の信用状況の悪化等により、不良債権や与 信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金に伴うリスク

当社は、与信先の状況、保全の状況及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しています。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、与信先の信用状況の変化、保全の劣化その他自然 災害等の予期せざる理由による貸倒引当金の増加により、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、 実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離するおそれがあり、その場合も、当社の業績に悪影響 を及ぼす可能性があります。

「市場リスク1

当社は、資産(貸出金、有価証券)と負債(預金、借入金、社債)の金利または期間のミスマッチから生じる金利リスク、保有する有価証券の価格変動リスクおよび外貨建資産・負債等にかかる為替リスクを市場リスクとして認識しています。

当社では、これら市場リスクの所在を特定し、リスクの大きさを評価した上で適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールしております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

しかしながら、想定以上に市場環境が激変した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[流動性リスク]

当社は、予期せぬ資金の流出、または銀行の財務内容の悪化等により、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは資金の確保に著しく不利な条件での取り引きを余儀なくされるリスクを流動性リスクとして認識しています。

当社では資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めています。 また、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを 行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しています。

しかしながら、大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社に対する風評等が発生した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[事務リスク]

当社は、預金・為替・貸出等の銀行業務における事務処理を行ううえで、事務処理体制の整備、事務処理状況の点検等を通じて事務リスク管理を行っています。

また、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当社が損失を被ることがないよう運用状況のモニタリングを実施し、定期的に事務リスクの分析・評価を実施しております。

しかしながら、仮にこうした事務リスク管理が奏功せず、事務リスクが不作為あるいは作為的に生じ顕在化した場合には、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[情報セキュリティリスク]

当社では金融機関としてお客さまの情報を保有していること、個人情報保護法に基づき厳格な管理が要求されていることをふまえ、情報セキュリティリスクの低減をビジネスの重要課題として捉え、以下の管理態勢を整備し、情報セキュリティリスクの顕在化防止に取り組んでおります。

- ・金融庁の「監督指針」と「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、金融情報システムセンター (以下「FISC」という。)の「安全対策基準」を軸とした各種法令・ガイドラインに準拠する形で情報セキュリ ティに関する社内規程を策定しており、常に変化している社内外の脅威動向をふまえ、随時見直しを行っていま す
- ・全社的な情報セキュリティについて情報セキュリティ統括責任者を配置するとともに、情報セキュリティ・システムリスクを横断的に統括する部署として情報セキュリティ統括部を設置しており、社内外のセキュリティの動向の 調査および必要な対応を指示し、定期的にリスクマネジメント委員会に報告する体制としています。
- ・FISC安全対策基準を軸としたシステムリスク評価においては、自主検査を月次で実施し、システムリスクを軽減しています。また、全役職員に対する情報セキュリティ研修および標的型メール訓練を毎年実施するなど、情報セキュリティ意識の向上を図り、更にサイバーセキュリティに関しては、オリックスグループ全体のCSIRT(*)と連携してセキュリティの強化を図っています。

しかしながら、かかる管理態勢の整備にもかかわらず、内部要因・外部要因に起因するシステム障害、システムへのサイバー攻撃、自然災害、コンピュータウイルスをはじめとするマルウエアへの感染、その他不測の事態等によってお客さまの情報の紛失・漏洩や取引の滅失等の情報セキュリティリスクが顕在化する可能性があります。

また、システムは当社のサービスの根幹をなすものであることから、情報セキュリティリスクが顕在化した際には、当社に対する行政処分、罰則の適用や信頼低下等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(*) CSIRTとは、Computer Security Incident Response Teamの略で、「シーサート」または「シーエスアイアールティ」と読みます。「コンピュータセキュリティインシデント」に関する報告を受け取り、調査し、対応活動を行う組織体の名称です。

インシデントとは、事故などの危難が発生するおそれのある事態を言います。

[コンプライアンスリスク]

当社では、事業を行うにあたって、銀行法、金融商品取引法、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、会社法等の各種法的規制、監督当局や自主規制機関の定める諸規則等の適用を受けています。当社ではコンプライアンス推進体制を構築し、役職員に対する法令等遵守の教育・啓発や不正行為等の未然防止に努めております。

しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、これら法令等に違反した場合や社会規範に反した場合には、当社に対する行政処分、罰則の適用や信頼低下等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

「人的リスク1

当社は、人事諸制度の充実、適材適所の人材配置・研修等を通じた人材育成およびモラルサーベイ等実施による社員とのコミュニケーションの充足に努めております。

しかしながら、人事運営上の諸問題(報酬・手当・解雇等の問題)およびハラスメント等の問題が発生した場合、 当社の業務執行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[イベントリスク]

当社は、想定される自然災害及びシステム障害等の有事に備えて、業務継続計画書(BCP)及びコンティンジェンシープラン等のマニュアルの策定、社員安否確認システムの導入、定期的な訓練の実施等の対策を講じています。

しかしながら、自然災害やシステム障害等によるリスクを完全に排除できるものではなく、想定を上回る事態が生じた場合は、本対策が機能せず、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、罰則の適用や信頼の低下が生じること等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

「風評リスク1

風評・風説が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、当社について事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。また、悪質な風評・風説が拡散した場合には、それが事実であるか否かに関わらず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、こうした風評・風説の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。

[事業戦略におけるリスク]

当社は、投資用不動産ローン事業を収益の基盤としており、投資用不動産ローン市場の縮小や競争力の低下等により、当社の取り扱いが減少した場合、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、今後のROA向上の施策において、当社としてリスクテイクすべきものは自身で保有する等、一定程度の範囲内で当社バランスシートを戦略的に活用することなども想定されるため、リスク・プロファイル、および事業ポートフォリオの変化が生じる可能性があります。なお、投資用不動産ローン市場の縮小および事業ポートフォリオの多様化によるリスク・プロファイルの変化要因としては、景気変動や経済環境の変化に伴う不動産需要の低下、市況の悪化による地価等の下落、これまで融資実績の少ない与信の増加、個人消費の低迷、その他、事故、戦争、暴動、テロなどの人的な事象や、地震、暴風雨、津波などの自然災害、火災や感染症の大流行等の予測不能な事象が含まれます。

また、資金運用の需要があるお客さまに魅力ある商品・サービスの提供ができない場合や、市場における既存の事業者との競争において顧客を獲得できない場合は、事業戦略が達成できず、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[自己資本比率が悪化するリスク]

当社は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき自己資本比率を算定しており、国内基準行である当社は4%以上の自己資本比率の維持が求められています。

当社は、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としておりますが、各種リスクの顕在化等を主な要因として自己資本比率が低下する可能性があり、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に自己資本比率が基準値の4%を下回った場合、早期是正措置の適用により、当社の安定的な業務運営・業績に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

「格付にかかるリスク]

当社は、格付機関による格付を取得しており、格付機関が当社の格付を引き下げた場合には、資金調達の取引条件の悪化、又は条件にかかわらず一定の取引を行うことができなくなる可能性があります。かかる場合は、当社の資金調達コストの増加、流動性確保及び一定の取引における制約等により、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[外部委託に伴うリスク]

当社は、経営の効率化を図る目的や、より専門性を有する者に業務を委託することで急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図るため、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託先の選定においては、顧客を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理する必要があるとの認識の下、外部委託時の選定手続き、契約内容のチェック、モニタリングや検証態勢を含む管理態勢を構築し運営しております。

しかしながら、外部委託先の業務運営態勢に問題があり、不適切な業務運営が行われている場合などで、当社が特に重要な業務について、速やかに代替策を講じることができなかった場合等には、当社の業務運営や業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

[規制変更に伴うリスク]

当社は、事業活動を行う上で、様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っております。

これらの法令諸規則は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供の制限や、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当社の業務運営や、業績及び財務 状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

「リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク1

当社を取り巻くリスクは、新しい分野への業務進出および、金融技術の革新や制度変更などの環境変化等に伴って常に変動し、多様化・重層化してきています。

当社では、かかるリスクに備え、リスク管理の方針及び手続きを規定し、リスク管理態勢を構築しております。 しかしながら、外部環境の急速な変化等、将来のリスクの顕在化を正確に予測し、対処することには限界があることもあり、必ずしも当社のリスク管理の方針及び手続きが有効に機能するとは限りません。

こうした当社のリスク管理の方針及び手続きが有効に機能しない場合には、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼ す可能性があります。

[訴訟発生に伴うリスク]

当社は、事業活動を行う上で、銀行法をはじめとする諸法令による規制を受けるほか、取引先との間で様々な契約を締結しており、これらの諸法令や契約を遵守し、また訴訟リスクを十分認識のうえで、業務遂行にあたっております。しかしながら、当社が関与する取引や契約等において法律関係に不備や不確実性等があることにより、法令違反、債務不履行、知的財産権侵害等を理由に損害賠償請求等の訴訟を提起されるおそれがあり、その結果によっては、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[出資会社との関係に伴うリスク]

当社は、親会社であるオリックス株式会社及びグループの各企業より経営管理面における有形無形の支援を得ております。当社への出資比率等の変更等により、当社とオリックス株式会社との関係に変化が生じ、関係が希薄化した場合には、同社及びグループの各企業からの支援等の見直し等がなされる可能性があり、そのような場合には、当社の事業や業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

[その他のリスク]

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、当社ではお客さまや取引先、従業員の健康および安全確保を最優先とし、被害の軽減または防止のため役職員に対しテレワークの促進、対面式の会議の制限、出張の制限などの予防策を実施しておりますが、従前どおりの業務運営維持が困難となり、事業活動の低下、効率性の悪化などの影響が考えられます。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化した場合には、与信先の状況悪化に伴う不良債権の増加、収入の減少、費用の増加が発生する可能性があり、上記および本有価証券報告書の他の箇所で説明されている他の多くのリスクが高まる可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は、現時点では当社で認識していない、または予想していない事業、経営および財務結果における影響を被る可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要及び経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度の金融経済環境を顧みると、米国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善し、良好な雇用環境に支えられコロナ禍からの景気回復基調が持続している一方、サプライチェーンの混乱による供給制約およびウクライナ情勢によるエネルギー・食料価格の高騰がインフレ圧力となりました。これらを背景に米連邦準備制度理事会は3月のFOMC(米連邦公開市場委員会)でゼロ金利政策を2年ぶりに解除し、0.25%の利上げを決定しました。インフレ抑制に向けた積極的な利上げと連銀の資産規模縮小を実施していく見通しが示されています。

欧州経済は、新型コロナウイルス変異株が世界的に蔓延する中、ユーロ圏各国のワクチン接種完了率の高さを 背景に小売や娯楽施設の人出は増加し、コロナ禍前の水準を回復しました。一方で、ウクライナ情勢に起因する 原油・天然ガス価格の高騰と対口経済制裁の影響などが景気下押し圧力となっています。欧州中央銀行は、2022 年3月の理事会で4月以降の資産買い入れの縮小を加速する方針を決定しました。

中国経済は、ゼロコロナ政策に伴う厳しい活動制限により個人消費が低迷しました。また、政府の投資抑制策によってインフラ投資や国有企業の固定資産投資、不動産開発投資が抑制され、経済成長は減速しました。金融当局は、2021年7月に預金準備率の引き下げを開始し、同年12月と2022年1月に政策金利の引き下げを実施したものの、資金需要の低迷は継続しています。

日本経済は、度重なる緊急事態宣言の発令により活動制限の緩和と強化が繰り返される中、個人消費も増加と減少を繰り返す動きとなりましたが、巣ごもり需要の増加や海外経済の順調な回復を背景に足許では緩やかに持ち直しました。なお、日本銀行は3月の金融政策決定会合において、長短金利操作やETF買入れなど現行の金融緩和政策の維持を決定し、物価目標達成に向けて現行の金融緩和政策を粘り強く維持する構えを示しています。

a . 経営成績の状況

このような金融経済環境のもと、当社は、主として投資用不動産ローンに強みを発揮し、より質の高い金融商品・サービスの提供と収益性・健全性の維持向上に努めた結果、業績は以下のとおりとなりました。

リテール事業の主力である投資用不動産ローンは、長年にわたり築き上げたネットワークやノウハウなどの強みを生かし案件を選別しながらマンションローンを中心に新規貸出を行いました。個人投資家の不動産投資ニーズは引き続き強く、不動産投資マーケットは堅調に推移しています。

また、投資用不動産ローンを信託機能の活用により商品化し機関投資家へ販売するなどの取組みについても積極的に行いました。

カードローン事業は、過年度の広告宣伝抑制などの影響により、残高は減少となりました。

法人事業は、リスク・リターンを十分に意識して案件を厳選しつつ、再生可能エネルギーや物流施設関連などの分野への新規貸出など、顧客基盤の拡充を図ってきました。

当社の主な資金調達手段である預金は、主力の個人預金は増加しましたが、譲渡性預金が減少した影響により、譲渡性預金を含む預金残高は2兆2,679億83百万円(前期末比362億28百万円減少)となりました。

信託事業は、投資用不動産ローンの自己信託および「eダイレクト金銭信託」などの増加を主要因として、信託財産残高は8,113億94百万円(前期末比1,322億51百万円増加)となりました。

資金運用収益は、主力事業である投資用不動産ローンについて、案件を選別しながら新規貸出を積極的に行ったものの、カードローン残高の減少に伴う利息収入の減少等により、519億64百万円(前期比6億35百万円減少)となりました。

また役務取引等収益は、投資用不動産ローン関連手数料の増加などにより、44億84百万円(前期比10億79百万円増加)となり、その他業務収益は、債権譲渡益の減少などにより9億9百万円(前期比3億16百万円減少)となりました。その他経常収益は、投資ファンドの運用益の増加等により、44億35百万円(前期比21億36百万円増加)となりました。

この結果、経常収益は、629億10百万円(前期比24億93百万円増加)となりました。

資金調達費用は、譲渡性預金を含む預金残高の減少などにより、43億87百万円(前期比1億2百万円減少)となりました。役務取引等費用は、カードローン残高の減少などに伴う保証料が減少したことにより、99億54百万円(前期比4億54百万円減少)となり、営業経費は、広告宣伝費やシステム経費等が増加したことを主要因として、186億61百万円(前期比24億95百万円増加)となりました。また、その他経常費用は貸出金償却の増加などにより、6億37百万円(前期比1億64百万円増加)となりました。

この結果、経常費用は、336億70百万円(前期比19億85百万円増加)となりました。

以上により、経常利益は292億40百万円(前期比5億7百万円増加)、当期純利益は202億19百万円(前期比2 億87百万円増加)となりました。

b . 財政状態の状況

総資産は、2兆7,137億75百万円(前期末比83億4百万円減少)となりました。

当社の主な運用資産である貸出金の残高は、前述のとおり投資用不動産ローンの新規貸出と併せ、信託機能の活用による機関投資家への販売により2兆2,057億79百万円(前期末比242億23百万円減少)となりました。

負債の部の合計は、2兆4,685億80百万円(前期末比277億25百万円減少)となりました。このうち譲渡性預金を含む預金の残高は2兆2,679億83百万円(前期末比362億28百万円減少)となりました。

純資産の部の合計は、2,451億95百万円(前期末比194億20百万円増加)となりました。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、ALMの適切なコントロールによる流動性の確保を図った結果、コールローンの増加および譲渡性預金の減少等により、287億85百万円の支出(前事業年度は687億98百万円の収入)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、安全性および流動性を確保した運用に努めた結果、地方債を中心とする有価証券の取得等により、93億56百万円の支出(前事業年度は10億5百万円の支出)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末比381億42百万円減少して1,437億72百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当事業年度における当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

財政状態の分析

a . 貸出金

貸出金は、前事業年度末比242億23百万円減少の2兆2,057億79百万円となりました。

投資用不動産ローンは、マンションローンを中心に新規貸出を行う一方、信託機能を活用して投資家への販売などをした結果、前事業年度末比107億48百万円減少し1兆9,071億12百万円となりました。

法人向け貸出は、再生可能エネルギーや物流施設関連などの分野への新規貸出を行う一方、主に信託機能を活用した投資家への販売や既存貸出の約定返済などが進んだ結果、前事業年度末比4億16百万円減少し2,065億99百万円となりました。

カードローンは、過年度の広告宣伝抑制などの影響により、前事業年度末比70億26百万円減少し809億95百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸出金	2,230,002	2,205,779	24,223
投資用不動産ローン	1,917,860	1,907,112	10,748
法人向け貸出	207,015	206,599	416
カードローン	88,022	80,995	7,026
その他	17,103	11,071	6,031

b . 有価証券

有価証券は、利回り、安全性、流動性を踏まえた運用に努めた結果、地方債を増加させたことを主因に、前事業年度末比67億19百万円増加し2,731億52百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
有価証券	266,432	273,152	6,719
国債	3,010	4,967	1,956
地方債	130,471	134,625	4,153
社債	126,710	125,487	1,222
株式	0	137	137
その他	6,240	7,935	1,694

c . 預金

預金は、法人預金や公金・金融預金が減少した一方、預入期間の長い個人預金を中心に資金調達した結果、 前事業年度末比380億41百万円増加し2兆372億13百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	1,999,172	2,037,213	38,041
法人預金	120,438	119,496	941
個人預金	1,827,229	1,885,412	58,182
公金・金融預金	51,504	32,304	19,199

経営成績の分析

資金利益は、カードローン残高の減少等により、前年同期比5億32百万円減の475億76百万円となりました。 役務取引等利益は、投資用不動産ローン関連手数料の増加やカードローン残高の減少に伴う保証料の減少等により、前年同期比17億63百万円増の 43億54百万円となりました。その他業務利益は、投資用不動産ローンの債権譲渡益の減少等により、前年同期比1億99百万円減の8億81百万円となりました。営業経費は、カードローンの広告宣伝費やデジタル化推進によるシステム経費、オフィスリノベーション費用の増加等により、前年同期比24億95百万円増の186億61百万円となりました。その結果として、実質業務純益は、前年同期比14億63百万円減の254億42百万円となりました。

与信関連費用は、貸出金残高の減少等により、前年同期比1億32百万円減の2億52百万円となりました。その他臨時損益は、投資ファンドの運用益の増加等により、前年同期比18億39百万円増の40億49百万円となりました。

以上により、当期純利益は、前年同期比2億87百万円増の202億19百万円となりました。

損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益(= + +)	43,072	44,104	1,031
資金利益()	48,109	47,576	532
役務取引等利益()	6,118	4,354	1,763
その他業務利益()	1,081	881	199
営業経費()	16,166	18,661	2,495
実質業務純益(= -)	26,906	25,442	1,463
与信関連費用()	384	252	132
その他臨時損益()	2,210	4,049	1,839
経常利益(= - +)	28,732	29,240	507
特別損益()	5	59	54
税引前当期純利益(= +)	28,726	29,180	453
法人税等・法人税等調整額()	8,795	8,961	165
当期純利益(= -)	19,931	20,219	287

- (注) 1. 資金利益=資金運用収益-資金調達費用
 - 2. 役務取引等利益 = 信託報酬 + 役務取引等収益 役務取引等費用
 - 3. その他業務利益 = その他業務収益 その他業務費用
 - 4 . 与信関連費用 = 貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却 + その他の経常費用のうち、不良債権売却損 貸倒引当金戻 入益 - 償却債権取立益
 - 5. その他臨時損益 = その他の経常収益 その他の経常費用 (除く不良債権売却損)
 - 6. その他の経常費用のうち、不良債権売却損の額は以下のとおりであります。 前事業年度:41百万円、当事業年度:28百万円

経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標の状況

経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標は以下のとおりとなりました。

当期純利益は、前年同期比 2 億87百万円増の202億19百万円となり、引き続き安定的な利益を確保しております。

ROAは、前年同期比同ポイントの0.74%となり、足元の低金利環境下においても相応の収益性を維持しております。

自己資本比率は、利益剰余金の積み上げにより前年同期末比1.0ポイント上昇し、引き続き十分な水準を維持しております。

	前事業年度	当事業年度
当期純利益	19,931百万円	20,219百万円
ROA	0.74%	0.74%
自己資本比率	10.9%	11.9%

- (注) 1. ROA = 当期純利益/総資産(除く支払承諾見返)平均残高×100
 - 2.自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、経営者の視点による問題認識及び検討内容については、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、「1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は銀行業であり、資金調達はお客さまからお預かりする預金を主としており、資金運用はお客さまへの貸出金及び有価証券等であります。

当事業年度における設備投資につきましては、主にシステム投資であり、全て自己資金で対応しております。 今後の見通しについても、引き続きシステム投資を行っていく予定であり、これらに必要な資金調達は、自己資金により対応する予定であります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社が財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(参考)

(1)国内・国際業務部門別収支

当事業年度の資金運用収支は前事業年度比 5 億32百万円減少し475億76百万円、信託報酬は前事業年度比 2 億29百万円 増加し11億15百万円、役務取引等収支は前事業年度比15億33百万円増加し 54億70百万円、その他業務収支は前事業年 度比 1 億99百万円減少し 8 億81百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
生物	共力力 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次合定田田士	前事業年度	47,899	209	48,109
資金運用収支	当事業年度	47,407	169	47,576
うち資金運用収益	前事業年度	(26) 52,390	235	52,600
プラ貝亚達用収皿	当事業年度	(21) 51,795	190	51,964
うち資金調達費用	前事業年度	4,490	(26) 26	4,490
	当事業年度	4,387	(21) 21	4,387
信託報酬	前事業年度	885	-	885
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当事業年度	1,115	-	1,115
 役務取引等収支	前事業年度	6,988	15	7,003
12354271号43文	当事業年度	5,458	11	5,470
 うち役務取引等収益	前事業年度	3,405	-	3,405
プラ区が私川寺水皿	当事業年度	4,484	-	4,484
 うち役務取引等費用	前事業年度	10,393	15	10,409
プロ区が松川守貞市	当事業年度	9,942	11	9,954
 その他業務収支	前事業年度	1,094	13	1,081
この世末が以入	当事業年度	771	110	881
うちその他業務収益	前事業年度	1,184	41	1,226
プラミの世来が以血	当事業年度	799	110	909
うちその他業務費用	前事業年度	89	55	144
プラミの旧来物具用	当事業年度	27	-	27

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2. 資金運用収益及び資金調達費用の() 内の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であり、合計では相殺して記載しております。
 - 3.特定取引収支は該当ありません。

(2)国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は前事業年度比399億45百万円増加し2兆6,829億85百万円となり、利回りは前事業年度比0.06ポイント低下し1.93%となりました。資金調達勘定の平均残高は前事業年度比182億62百万円増加し2兆4,557億61百万円となり、利回りは0.01ポイント低下し0.17%となりました。

国内業務部門

1 1 *5	#0 01	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
	前事業年度	(13,542)	(26)	1.98
 資金運用勘定	刑事未干反	2,642,965	52,390	1.90
吴亚连川则人	 当事業年度	(11,427)	(21)	1.93
		2,682,912	51,795	
うち貸出金	前事業年度	2,201,178	51,979	2.36
	当事業年度	2,206,176	51,230	2.32
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	264,690	337	0.12
	当事業年度	266,223	300	0.11
 うちコールローン及び買入手形	前事業年度	4,109	2	0.05
324 774 7 376 377 737	当事業年度	56,534	44	0.07
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	1	-
うち債券貸借取引支払保証金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	5,012	29	0.58
)) (m 1/// m 1// m	当事業年度	10,672	187	1.75
うち預け金	前事業年度	152,985	2	0.00
) JIRI) W	当事業年度	131,878	18	0.01
 資金調達勘定	前事業年度	2,437,440	4,490	0.18
	当事業年度	2,455,704	4,387	0.17
 うち預金	前事業年度	1,976,551	4,186	0.21
) J K W	当事業年度	2,007,191	4,075	0.20
うち譲渡性預金	前事業年度	317,072	262	0.08
	当事業年度	272,353	205	0.07
 うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	39,131	6	0.01
233 77 (11 /20)Elig 1 //2	当事業年度	34,061	1	0.00
 うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
フラブレグルプロビガスと	当事業年度	-	-	-
 うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	前事業年度	81,561	-	-
うち借用金	当事業年度	90,000	0	0.00

- (注)1.平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
 - 2. 国内業務部門は国内店の円建取引であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度13,568百万円、当事業年度13,147百万円)を控除して表示しております。
 - 4.()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

毛 粘	期別	平均残高	利息	利回り
種類	, 别別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次人字四卦户	前事業年度	13,617	235	1.73
資金運用勘定	当事業年度	11,499	190	1.65
こ <i>十</i> 代山 <i>ム</i>	前事業年度	10,715	226	2.11
うち貸出金	当事業年度	8,754	185	2.12
シナ 英 口 左 価 缸 光	前事業年度	-	-	-
うち商品有価証券	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	2,858	9	0.33
	当事業年度	2,679	4	0.16
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	-	ı	-
フラコールローン及び負八子ル	当事業年度	-	-	-
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
プラ貝 坑 九 副 足	当事業年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前事業年度	-	-	-
プラ関が負債収引又払休益金	当事業年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	-	-	-
フロIRIV 並	当事業年度	-	-	-
	前事業年度	(13,542)	(26)	0.19
資金調達勘定	135% 12	13,601	26	00
	 当事業年度	(11,427)	(21)	0.18
	辛毒米左 克	11,483	21	
うち預金	前事業年度	42	-	-
	当事業年度	48	-	-
うち譲渡性預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借用金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

- (注)1.平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
 - 2. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 3.()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

□ □ □	#8.01	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次人学用供应	前事業年度	2,643,040	52,600	1.99
資金運用勘定 	当事業年度	2,682,985	51,964	1.93
三十代山人	前事業年度	2,211,894	52,205	2.36
うち貸出金	当事業年度	2,214,931	51,416	2.32
3.七辛口左(唐红光	前事業年度	-	-	-
うち商品有価証券	当事業年度	-	-	-
。 また 左 価 缸 巻	前事業年度	267,549	347	0.12
うち有価証券	当事業年度	268,903	304	0.11
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	4,109	2	0.05
うらコールローノ及び負入手形	当事業年度	56,534	44	0.07
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
りら貝現元制と	当事業年度	-	-	-
。 これ 高 と た は と は の に り に り に り に り に り に り り り り り り り り	前事業年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	当事業年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	5,012	29	0.58
りり負人並就負権	当事業年度	10,672	187	1.75
うち預け金	前事業年度	152,985	2	0.00
プラバリ 並	当事業年度	131,878	18	0.01
資金調達勘定	前事業年度	2,437,499	4,490	0.18
貝立明廷副化	当事業年度	2,455,761	4,387	0.17
うち預金	前事業年度	1,976,593	4,186	0.21
ノの頂並	当事業年度	2,007,240	4,075	0.20
 うち譲渡性預金	前事業年度	317,072	262	0.08
プラ磁波 圧頂並	当事業年度	272,353	205	0.07
 うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	39,131	6	0.01
プラコ がくホー及び光展子が	当事業年度	34,061	1	0.00
 うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
フラル坑ル副足	当事業年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
ノン原の見旧松川又八浬州正	当事業年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借用金	前事業年度	81,561	-	-
ノジ旧爪並	当事業年度	90,000	0	0.00

⁽注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度13,568百万円、当事業年度13,147百万円)を控除して表示しております。

^{2.} 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3)国内・国際業務部門別役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は前事業年度比10億79百万円増加し44億84百万円となり、役務取引等費用は前事業年度 比4億54百万円減少し99億54百万円となりました。

4手米石	#8 501	国内業務部門	国際業務部門	合計	
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	
役務取引等収益	前事業年度	3,405	-	3,405	
技術私力等収益	当事業年度	4,484	-	4,484	
うち預金・貸出業務	前事業年度	2,725	-	2,725	
フラ頂並・貝山耒份	当事業年度	3,810	-	3,810	
ニナン共光攻	前事業年度	32	-	32	
うち為替業務	当事業年度	18	-	18	
うち証券関連業務	前事業年度	9	-	9	
フら証分別理業務	当事業年度	4	•	4	
うち代理業務	前事業年度	73	ı	73	
プラル注表が	当事業年度	105	ı	105	
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	1	ı	1	
プロ体設別り、貝本牌未扮	当事業年度	0	•	0	
うち保証業務	前事業年度	138	•	138	
プラ体証表別	当事業年度	86	•	86	
役務取引等費用	前事業年度	10,393	15	10,409	
汉尔从门守具用	当事業年度	9,942	11	9,954	
うち為替業務	前事業年度	42	0	42	
プロ特官表例 	当事業年度	31	0	31	

⁽注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者 取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4)国内・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
(里 次)	共7万円 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前事業年度	1,999,131	40	1,999,172
	当事業年度	2,037,164	48	2,037,213
こと 法制 州 邳 今	前事業年度	138,557	-	138,557
うち流動性預金	当事業年度	132,648	•	132,648
うち定期性預金	前事業年度	1,846,680	•	1,846,680
うら足期性限並	当事業年度	1,867,954	•	1,867,954
2+20H	前事業年度	13,893	40	13,934
うちその他 	当事業年度	36,561	48	36,610
 	前事業年度	305,040		305,040
譲渡性預金 	当事業年度	230,770		230,770
₩△≐⊥	前事業年度	2,304,171	40	2,304,212
総合計	当事業年度	2,267,934	48	2,267,983

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住 者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 - 2.流動性預金=当座預金+普通預金
 - 3.定期性預金=定期預金

(5)国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況 (末残・構成比)

来俚別員山仏/// (木/火・ 博/以に)	前事業	 年度	当事業年度		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,230,002	100.00	2,205,779	100.00	
製造業	1,252	0.06	777	0.04	
建設業	3,841	0.17	2,146	0.10	
電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.00	1,447	0.07	
情報通信業	1,932	0.09	262	0.01	
運輸業、郵便業	642	0.03	444	0.02	
卸売業	2,108	0.09	2,387	0.11	
小売業	1,903	0.09	944	0.04	
金融業、保険業	13,762	0.62	11,426	0.52	
不動産業	179,625	8.05	186,158	8.44	
物品賃貸業	854	0.04	96	0.00	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	
宿泊業	7	0.00	-	-	
飲食業	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	713	0.03	419	0.02	
医療・福祉	-	-	-	-	
その他のサービス	327	0.01	88	0.00	
個人	2,022,986	90.72	1,999,179	90.63	
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-	
政府等	-	-	-	-	
金融機関	-	-	-	-	
商工業	-	-	-	-	
合計	2,230,002	-	2,205,779	-	

⁽注) 国内とは、当社であります。

外国政府等向け債権残高(国別) 該当事項はありません。

(6)国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	#8 51	国内業務部門	国際業務部門	合計
作里 天具	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前事業年度	3,010	-	3,010
[四] [明] [明] [明] [明] [明] [明] [明] [明] [明] [明	当事業年度	4,967	-	4,967
th ナ/き	前事業年度	130,471	-	130,471
地方債	当事業年度	134,625	-	134,625
短期社債	前事業年度	•	•	-
拉 斯仙俱	当事業年度	•	-	•
社債	前事業年度	126,710	-	126,710
社 博	当事業年度	125,487	-	125,487
株式	前事業年度	0	-	0
体に	当事業年度	137	-	137
その他の証券	前事業年度	4,242	1,998	6,240
C WIEW証分	当事業年度	4,827	3,107	7,935
合計	前事業年度	264,434	1,998	266,432
	当事業年度	270,044	3,107	273,152

⁽注)1.国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住 者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

^{2. 「}その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(7)「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産							
科目	前事業 (2021年 3)		当事業年度 (2022年 3 月31日)				
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)			
貸出金	194,473	28.64	215,138	26.51			
有価証券	56,014	8.25	54,109	6.67			
信託受益権	97,023	14.29	95,209	11.73			
受託有価証券	6,611	0.97	6,536	0.81			
金銭債権	217,980	32.10	314,876	38.81			
有形固定資産	63,173	9.30	53,715	6.62			
その他債権	1,951	0.29	17	0.00			
銀行勘定貸	30,843	4.54	54,870	6.76			
現金預け金	11,070	1.63	16,920	2.09			
合計	679,142	100.00	811,394	100.00			

科目	前事業 (2021年 3)		当事業年度 (2022年 3 月31日)				
	金額(百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)			
指定金銭信託	186,575	27.47	230,986	28.47			
特定金銭信託	40,988	6.04	39,558	4.88			
金銭信託以外の金銭の信託	82,320	12.12	80,182	9.88			
金銭債権の信託	17,973	2.65	33,051	4.07			
包括信託	351,284	51.72	427,615	52.70			
合計	679,142	100.00	811,394	100.00			

- (注) 1. 上記残高表は、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 2. 自己信託に係る信託財産残高は前事業年度146,261百万円、当事業年度245,990百万円であり、上記に掲げた 金額に含めて記載しております。
 - 3 . 共同信託他社管理財産 前事業年度 百万円、当事業年度 百万円
 - 4.年金信託、財産形成給付信託および貸付信託は取り扱っておりません。

元本補填契約のある信託の運用/受入状況(末残)

科目	(前事業年度 2021年3月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)			
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	
銀行勘定貸	26,214	-	26,214	49,651	-	49,651	
資産計	26,214	-	26,214	49,651	-	49,651	
元本	26,193	1	26,193	49,595	-	49,595	
その他	21	1	21	56	-	56	
負債計	26,214	1	26,214	49,651	-	49,651	

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年 3 月31日	2022年 3 月31日
1.単体自己資本比率(2/3)	10.9	11.9
2 . 単体における自己資本の額	2,247	2,444
3.リスク・アセットの額	20,509	20,484
4 . 単体総所要自己資本額	820	819

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権 の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2021年 3 月31日	2022年 3 月31日		
関惟の区方	金額(億円)	金額(億円)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21	17		
危険債権	82	67		
要管理債権	0	-		
正常債権	22,428	22,093		

EDINET提出書類 オリックス銀行株式会社(E36338) 有価証券報告書

4 【経営上の重要な契約等】

2008年2月より、当社は当社の親会社であるオリックス株式会社との間で、オリックス株式会社がグループ会社の経営管理会社として、適切な経営管理態勢の構築・遂行を果たすこと及び当社に対する経営管理について法令等を遵守して適正に実施すること等を目的として、「経営管理契約」を締結しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、事務効率化及び顧客利便性向上等を目的としたシステム構築を行いました。その結果、当事業年度の総投資額は、23億3百万円になりました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2022年 3 月31日現在

店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	±	地	建物	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
· 2 07世		1 314小		面積(㎡)		帳簿価額	(百万円)		
本店他	東京都港区他	銀行業	事務室等	2,970.89 (45.42)	3,142	1,549	275	4,967	615
立川オフィス	東京都立川市	銀行業	事務室等	-	-	8	9	18	65
名古屋オフィス	名古屋市中区	銀行業	事務室等	-	1	17	3	20	8
大阪オフィス	大阪市西区	銀行業	事務室等	-	-	4	6	11	54
福岡オフィス	福岡市博多区	銀行業	事務室等	-	-	8	2	10	11

(注)1.土地の面積欄の()内は借地の面積(内書き)であります。

上記のオフィス、本店他に含まれる本店分室とデータセンターは賃借しており、当事業年度における賃借料は建物も含め402百万円であります。

- 2.上記のほか、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の合計額4,311百万円を貸借対照表上の「無形固定資産」の「ソフトウエア」に計上しております。
- 3. 当社は、銀行業の単一セグメントであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1)新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称				資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
での他			り日柳		総額	既支払額	7375		千万
本店他	東京都 港区他	更改	銀行業	勘定系シス テム	1,315	553	自己資金	2020年 5 月	2023年 1 月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2)除却、売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年 3 月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,200,000	1,200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。(注)
計	1,200,000	1,200,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	 発行済株式総数 増減数(株)	 発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2011年3月15日(注)	200,000	1,200,000	5,000	45,000	5,000	17,803

(注)有償株主割当

1:0.2 発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

(5)【所有者別状況】

2022年 3 月31日現在

株式の状況							- 単元未満株		
	政府及び地 方公共団体 金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		伊しるの他	÷⊥	式の状況	
				個人以外	個人	個人その他	計	(株)	
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (株)	1	•	-	1,200,000	-	-	-	1,200,000	-
所有株式数の割 合(%)		-	-	100	-	-	-	100	-

(6)【大株主の状況】

2022年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	1,200,000	100.00
計	-	1,200,000	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,200,000	1,200,000	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式でありま す。なお、当社は単元 株制度は採用しており ません。(注)	
単元未満株式	-	-	-	
発行済株式総数	1,200,000	-	-	
総株主の議決権	-	1,200,000	-	

⁽注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として考えておりますが、経営体質の強化、内部留保の充実を図る観点から現状では配当を実施しておりません。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は 事業年度末日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を当該配当を受ける権利を有する者 とする旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては将来の事業発展および財務体質の強化のための原資として有効活用してまいりたいと 考えております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者保護等を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。このために、適切な法令等遵守態勢をさらに充実させ、また、適正な業務執行を確保するためのガバナンス体制の構築・整備に努めています。

会社の機関の内容

取締役会

取締役会は、取締役6名(うち2名は社外取締役)で構成され、経営方針の決定、経営上の重要な意思決定な ど、意思決定機関として会社の重要事項を決定するとともに業務執行取締役および執行役員の職務執行の監督を 行っています。

監査役・監査役会

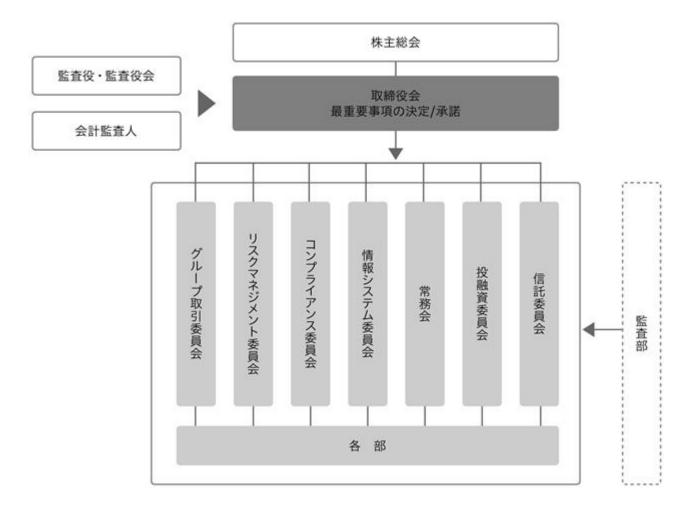
監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成しています。各監査役は、監査役会で決定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会、常務会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査などを通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

常務会および各種委員会

日常の業務執行に関する意思決定機関として、取締役会の下に常務会を設置し、業務執行に係る重要事項などを審議・決定しています。そのほか、重要事項の審議や決定を行う会議体として、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、グループ取引委員会、情報システム委員会、投融資委員会、信託委員会を設置しています。

外部監査

外部の会計監査人により、財務諸表の適正性について監査を受け、監査報告書を受領しています。また、オリックスグループの一員として、米国企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act、SOX法)第404条および金融商品取引法第24条4の4に基づき、親会社の連結財務諸表に含まれる財務報告について内部統制の検証を行っています。



内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制基本規則」を制定し、取締役会にて決議の上、その実効性が確保されるように整備を推進しています。

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の経営方針ならびにグループ共通の企業行動憲章(EC21)・経営方針の精神に則り、コンプライアンス体制に係る規定・マニュアルを整備し、取締役及び使用人が法令、定款その他の社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を明確にし、その推進を図ることを重要な課題とする。
- (2) 取締役及び使用人は、その職務を執行しようとする場合、その職務執行が法令、定款その他の社内規程及び 社会通念等を遵守したものであるかにつき、必要に応じて事前に、専門的知識を有するものの意見を徴するも のとする。
- (3) 当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために、コンプライアンス委員会、コンプライアンス責任 者、コンプライアンス推進委員等を設置する。
- (4) 当社は、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置する。
- (5) 法務・コンプライアンス部は、コンプライアンス委員会に対してコンプライアンスに係る重要事案等を付議することにより、適正なコンプライアンス推進の実施を確保するものとする。特に取締役との関連性が高い事案に関しては、取締役会、監査役会に報告する。
- (6) 法務・コンプライアンス部は、コンプライアンス・プログラム(役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を適切に推進し、その進捗状況のフォローアップを行うものとする。また、コンプライアンス・モニタリングの実施により各部門でのコンプライアンス遵守態勢の評価、指導・改善等を行うものとする。
- (7) 法務・コンプライアンス部は、OBKホットライン(広く役職員等から不正行為に関する通報を、社外を含む窓口で受付ける内部通報制度)を適切に運営するものとする。また、オリックスグループとしてのコンプライアンス・ホットラインによりなされた当社に関する内部通報に関しても適切に対応するものとする。
- (8) 当社は、反社会的勢力に対する適切な対応を、内部統制システムにおける重要な法令等遵守・リスク管理事項として位置付け、当該勢力との一切の関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力に対する資金提供は一切禁止する。
- (9) 当社は、反社会的勢力との取引・関係の排除を徹底するために必要な事項について「反社会的勢力等および 注意喚起先に係る情報・取引管理に関する規則」を定め、対応・報告及び情報管理等の態勢整備を行う。反社 会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を法務・コンプライアンス部と定める。
- (10) 反社会的勢力による不当な行為等に直面した場合は、個人で対応することなく、組織で対応し、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応していく。また、状況に応じた適切な法的対応を行う。
- (11)監査部は、各部門に対する定期的な内部監査の実施により、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、法令等違反の予防及び早期発見に努めるものとする。また、内部監査では、各部門における内部事務処理等の問題発見にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等までを行うものとする。 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1) 取締役とその取締役の指揮・監督の下で職務執行を行う使用人の職務の執行については、取締役会等主要会議の議事録、稟議書その他による記録を適切に作成し、それらの記録を保存するものとする。かかる情報の保存及び管理につき、「情報取扱要領」を定め、「情報管理基本規則」に基づく情報資産の保管対象、保管部署、保管期間等の管理基準及び廃棄に関する管理基準を定めるものとする。
- (2) 取締役及び監査役、監査部は常時、これらの文書類を閲覧・謄写することができるものとする。
- (3)主要会議における議事を適切に記録するために、「取締役会及び各委員会運営要領」に基づき各主要会議の議事録を作成する。これら議事録や稟議書類等の重要な書類については、情報取扱要領基準表(全社共通)に従い、保存年限を各別に定め、保管部署が保存するものとする。
 - 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役は、当社に損失を及ぼす可能性のある危険について、その内容、影響度等を予め想定し掌握、評価するとともに、重要なものについて分類するなどし、必要かつ可能な危険の回避、軽減などの措置をとり、危険が現実化した場合の対処方法を決定するなど、危険を未然に管理するため、リスクマネジメントを経営の重要課題の一つとして位置付け、市場ルールと自己責任原則に即したリスク管理体制の整備及び業務展開に見合ったリスク分析・評価の高度化、コンプライアンス体制の充実を図るものとする。
- (2) 当社は、リスク管理を統括する経営管理部やリスクの管理・運営に係わるリスクマネジメント委員会を設置する。また、リスク管理を体系的に定める「統合的リスク管理の基本方針」を制定し、各種リスクカテゴリー毎の担当部署を定め、重要事案についてはリスクマネジメント委員会への付議・報告により、組織横断的なリスク状況の把握・管理・共有化を図るものとする。

- (3) 取締役会は、直面する危機事象の発生に伴う経済的損失および信用失墜等を最小限に留め、危機事態における業務継続および迅速な通常機能の回復を確保するために必要な体制を構築する。
- (4)監査部は、二次牽制部署として当社における経営諸活動全般にわたるリスク管理・運営状況並びにコンプライアンスの実践について検証・評価する。その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を行うことを通じて、会社財産の保全、経営効率の改善、企業収益拡大及び適切なリスク管理の向上を図る。
- (5) 当社は、定期的に会計監査人等による外部監査を受け、経営の透明性を高めるものとする。監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かを検証し、評価を行い、必要であると判断した場合は、会計監査人の交代等についても適切に行う。
 - 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会は、取締役及びその取締役の指揮・監督の下で職務執行を行う使用人の職務執行の効率性確保に関して、取締役会規則その他の社内規程により職務権限及び意思決定ルールを明確にし、適正かつ効率的に職務の執行が行われるよう体制を構築するものとする。
- (2) 取締役会等は、経営方針に則り、取締役及び使用人が共有する全社的な目標・計画を定め、それをもとに幹部社員が一同に出席する経営会議(キックオフミーティング)等の機会を通して、その浸透を図るとともに、パフォーマンス・レビュー・シート等を活用することにより、この目標・計画の実現に向けて各部門あるいは各使用人が実施すべき具体的な施策・手順を定める。その結果については主として部門別に当社経営陣と定期的にレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標・計画達成の確度を高め、全社的な業務の効率性を実現する体制を構築するものとする。
- (3) 取締役会等は、業務執行の環境整備として、ITを活用した業務の合理化、電子化への対応を推進するものとする。
 - 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社と親会社との取引方法、一定の事項についての親会社への事前協議・事後報告、親会社の役員等との兼任役員等の当社に対する忠実義務の確保に関する事項、当社の監査役と親会社内部監査部門との連絡に関する事項等を「オリックス株式会社及びグループ会社との適切な関係維持に関する基本規則」において定め、これを遵守するものとする。
- (2) 取締役及び取締役会は、親会社であるオリックス株式会社(以下「親会社」という。)との間で締結した「経営管理契約」及び「内部監査基本協定」(以下「経営管理契約等」という。)の趣旨及び内容を適切に理解し、親会社による当社に対する経営管理が経営管理契約等に基づき適正になされるようにしなければならない。
 - なお、親会社がオリックスグループの連結経営の観点から作成し、グループ内会社に対して遵守を要請する 規則(グループ共通規則)の一部又は全部の遵守を当社に対して要請する場合は、当社は経営管理契約に基づ き対応するものとする。
- (3) また、「グループ取引委員会に関する規則」に基づき、グループ取引委員会を通じ、適正なグループ内取引の確保を図るものとする。
 - 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行に必要な場合は、職務を補助すべき使用人を置くことができ、使用人に監査役の職務遂行の補助を委嘱することができるものとする。委嘱された補助者は、当該業務についてのみ監査役の直属とする。
 - 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する事項
- (1) 取締役会は、前項の使用人についての指名・指名解除・評価・異動・懲戒をするにあたり、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の職務の補助を行っている間は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
 - 当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役会は、監査役に対し取締役会等の重要会議への出席により取締役及び使用人による職務執行に係る重要事項に関する報告をするものとし、また、監査役が必要事項の報告を求めた場合、それに応じるものとする。
- (2) 取締役会は、重大な法令・定款違反及び不法行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する体制を構築するものとする。また、OBKホットラインの通報の状況及び通報された事案の内容や事務ミス・顧客クレーム、意見・要望等の個別発生事項等別途定める「監査役に対する報告事項」について監査役に適宜報告するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査役に報告しなければならない。
- (4) 監査部は、監査役に対し、内部監査の実施状況及びその結果につき報告するものとする。

EDINET提出書類 オリックス銀行株式会社(E36338)

有価証券報告書

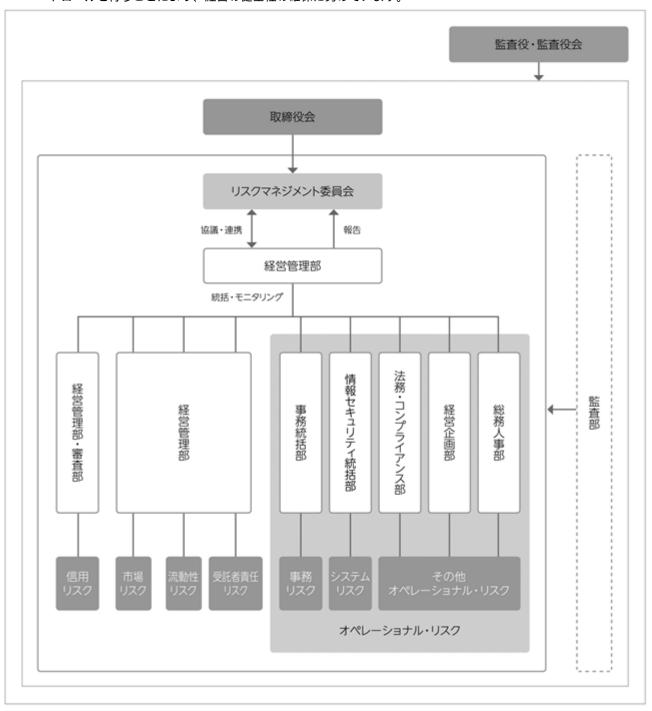
(5) 当社は、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役が監査計画を立て、監査を実施し、取締役、執行役員及び使用人からヒヤリングの実施、会議への出席、また、資料提出を求めることができる体制を構築するものとする。
- (2) 取締役会は、監査役が代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとするほか、監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合には弁護士など、外部の専門家に意見を求めることができる体制を構築するものとする。
- (3) 監査役が、その職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

リスク管理体制の整備の状況

銀行業務、信託業務を営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク などといったさまざまなリスクを抱えています。金融技術の革新や制度変更などの環境変化に伴って当社を取り 巻くリスクは常に変動し、多様化・重層化してきています。当社は社長を委員長として、取締役、執行役員等で 構成する「リスクマネジメント委員会」を毎月開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めています。



コンプライアンス (法令等遵守)体制

コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。取締役会においてコンプライアンスの基本方針などの重要事項を決定し、また、「コンプライアンス委員会」や「グループ取引委員会」を開催してコンプライアンスに関する重要事項やグループ会社等との取引の適切性について審議・決定するなど、社内体制を構築し、コンプライアンス態勢の整備を図っています。コンプライアンスにかかわる事項を統括する部署として法務・コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する規則やマニュアルの制定・管理、研修計画の立案・実施状況の確認、各部署のコンプライアンスの遵守状況の定期的なモニタリングなどを行っています。また、法務リスクへの適切な対応を図るため、当社が当事者となる契約文書について事前にリーガルチェックを実施するなど、法務の一元化を図る態勢を構築しています。

役員報酬の内容

	報酬等の総額	報酬等の	対象となる役員の		
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬 (賞与)	退職慰労金	員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	96	63	33	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	-	-	2
社外取締役	20	20	-	-	2
社外監査役	12	12	-	-	3

(注) 対象となる役員の員数は、在籍者数ではなく、当事業年度に係る役員報酬等の支給対象者数を記載しております。

その他/親会社からの独立性確保に関する考え方

当社は親会社等とのアームズ・レングス・ルールの適切性を確保するため「オリックス㈱及びグループ会社との適切な関係維持に関する基本規則」を制定し、「グループ取引委員会」においてグループ内取引等に係るアームズ・レングス・ルールの遵守状況を審査し、その結果を取締役会等に報告することとしております。

また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしく は当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。

定款における定めの概要

(1) 取締役の定数

当社の取締役は3人以上とする旨を定款に定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(3) 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定機関

当社は、機動的な資金調達を図ることなどを目的として、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、募集事項及び同法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定められる旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役兼執行役員社長	氏名 錦織 雄一	生年月日	略歴 1980年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社日本興業銀行(現 株式会社日本興業銀行(現 株式会社) 入行 2003年4月 オリックス株式会社人社 11月 同 ストラクチャード・ファイナンス第二部長 2004年4月 同 ストラクチャード・ファイナンス部長 2007年1月 同 プロジェクト開発本部 副本部長 2009年1月 同 執行役 グローバル事業本部副本部長6月 同 財経本部副本部長 4月 同 財経本部副本部長2011年4月 同 投資銀行本部 副本部長(行2012年1月 同 事業投資本部長2014年1月 同 常務執行役 環境エネルギー本部長2015年6月 同 取締役兼常務執行役2016年1月 同 取締役兼専務執行役	2022年 6 月 から 1 年	
取締役兼執行役員副社長	中江 元哉	1961年 4 月24日生	2015年 6 月 同 取締役兼常務執行役	2022年 6 月 から 1 年	-

役職名	氏名	生年月日	略歷 任期	所有株式数 (株)
取締役兼専務執行役員	益子善哲郎	1956年11月26日生	1979年4月 オリエント・リース株式会社 (現 オリックス株式会社) 入社 1991年2月 オリックス株式会社が路路支店長 1999年4月 同 営業第一部長 2005年3月 同 審査・デューデリグループ部長 2006年10月 オリックス・リアルエステート 株式会社(現オリックス不動産 株式会社)入社 同 運営事業本部長 2009年3月 同 事業戦略部長兼運営統括部長 10月 同 連営事業本部副本部長兼事業戦略部長 3011年3月 同 常務執行役員 不動産投資事業本部長 2012年3月 同 常務執行役員 不動産投資事業本部長 6月 同 執行役員副社長 2013年1月 オリックス株式会社 グループ執行役員 オリックス株式会社 グループ執行役員 オリックス株式会社 執行役人員 オリックス 不動産株式会社 執行役不動産 大田	
取締役兼専務執行役員	寺元 寛治	1963年 1 月23日生	6月 同 取締役兼専務執行役員(現任) 1986年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三 菱UFJ銀行) 1999年12月 同 WEB業務調査役 2001年12月 同 事業調査部(NYC)上席調査 役 2004年3月 同 事業戦略開発部上席調査役 2005年6月 同 コーポレートファイナンス部次長 2007年7月 株式会社新生銀行ローン商品部部長 (特命) 2009年4月 同 リテール業務部部長(特命) 2010年6月 同 リテール商品部長 2013年9月 当社営業企画部長 2015年3月 同 執行役員 2018年3月 同 常務執行役員 2021年1月 同 専務執行役員 2021年1月 同 専務執行役員 2022年6月 同 取締役兼専務執行役員(現任)	∃ .

1976年4月 アーサーアンダーセン (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1980年9月 公認会計士登録	役職名
1990年4月	取締役(社外)

1982年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1987年7月 三条税務署長 1992年6月 在オーストラリア日本国大使館 一等書記官 1997年7月 内閣審議官 (内閣官房内閣内政審議官) 1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 2000年7月 強制で設務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 国税庁課税部遭税課長 2004年7月 国税庁課税部遭税課長 2004年7月 国税庁課税部遭税課長 2006年7月 国税庁課税部選税総括課長 2007年7月 国税庁表官官房会計課長 2007年7月 国税庁表官官房会計課長 2009年7月 独立行政法人標準・食品産業技術総合研究機構理事 人間解布本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年1月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 3018年2月 山下法律事務所弁護士 3018年2月 当社社外取締役(現任)	役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
1992年 6月 在オーストラリア日本国大使館 ー等書記官 1997年 7月 内閣審議官 (内閣官房内閣内政審議官) 預金保険機構特別業務部次長 1999年 4月 預金保険機構総務部次長 2000年 7月 無額公臣官房企画官(大臣官房金計課) 2002年 7月 中小企業庁経営支援部参事官 国税庁課税部課税部活稅課長 2006年 7月 国税庁課税部課税総括課長 国税庁課税部院会計課長 2007年 7月 国税庁課税部院会計課長 2007年 7月 国税庁院会計課長 2008年 7月 一橋大学教授(大学院法学研究科) 2009年 7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年 7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務立長6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年 1月 内閣府本府地域方分権改革推進室次長6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年 12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2015年 7月 関東財務局金融安定監理官 国税不服審判所次長 2017年11月 三并住友信託銀行株式会社顧問 2016年 6月 日本保護会社報問 2017年11月 三并住友信託銀行株式会社顧問 2017年11月 三并住友信託銀行株式会社顧問 2018年 2月 山下法律事務所弁護士 2019年 4月 当社社外取締役(現任)				1982年4月	大蔵省(現 財務省)入省		
中等書記官 1997年7月 内閣審議官 (内閣管房内閣内政審議官) 1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 1999年4月 預金保険機構総務部次長 2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 ロ和大院課税部運税課長 2006年7月 国税庁課税部運税課長 2006年7月 国税庁課税部運税課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 日本で課金・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 田駅務局金融安定監理官 国税の不服審判所次長 2016年6月 国税の不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1987年7月	三条税務署長		
1997年7月 内閣審議官 (内閣官房内閣内政審議官) 1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 1999年4月 預金保険機構総務部次長 2000年7月 金融庁総務企画函政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 四和が戸課税部酒税課長 2006年7月 国税庁課税部酒税課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 四部が戸課税部課務部次利) 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 可貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1992年 6 月	在オーストラリア日本国大使館		
(内閣官房内閣内政審議官) 1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 1999年4月 預金保険機構始務部次長 2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 財務 (大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 国税庁課税部源税総括課長 2007年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 内衛庁を官院会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 大会計課長 2014年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社収締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社収締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社収締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税庁保護工程 2017年1月 三井任友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)					一等書記官		
1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 1999年4月 預金保険機構総務部次長 2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会 計課) 2002年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 国税庁長官官房会計課長 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地方分権改革推進室次長6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国共任友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1997年7月	内閣審議官		
1999年4月 預金保険機構総務部次長 2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2018年2月 出社外取締役(現任)					(内閣官房内閣内政審議官)		
2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2018年2月 当社社外取締役(現任)				1998年7月	預金保険機構特別業務部次長		
2001年1月 財務省大臣官房企画官(大臣官房会計課) 2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長6月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 町駅前・環境安全事業株式会社取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1999年4月	預金保険機構総務部次長		
計課) 2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 一橋大学教授(大学院法学研究科) 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				2000年7月	金融庁総務企画部政策課広報室長		
2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部選税総括課長 2006年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 一橋大学教授(大学院法学研究科) 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術 総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金 業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 収締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 収締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				2001年1月	財務省大臣官房企画官(大臣官房会		
2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁長官官房会計課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 一橋大学教授(大学院法学研究科) 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術 総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金 業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)					計課)		
双締役(社外) 小鞠 昭彦 1959年4月12日生 2008年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 一橋大学教授(大学院法学研究科) 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				2002年7月	中小企業庁経営支援部参事官		
収締役(社外)			2004年7月	国税庁課税部酒税課長			
収締役(社外)							
収締役(社外)						2022年6月	
2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術 総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金 業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)	収締役(社外)	小鞠 昭彦	1959年4月12日生		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	-
2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金 業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				2009年7月		" 3 .	
業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)							
2013年 1 月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6 月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年 7 月 関東財務局金融安定監理官 2016年 6 月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年 2 月 山下法律事務所弁護士 2019年 4 月 当社社外取締役(現任)				2011年7月			
6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				l			
2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三并住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1			
取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				1			
2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役(現任)				2014年12月			
2016年 6 月 国税不服審判所次長 2017年11月 三并住友信託銀行株式会社顧問 2018年 2 月 山下法律事務所弁護士 2019年 4 月 当社社外取締役(現任)							
2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年 2 月 山下法律事務所弁護士 2019年 4 月 当社社外取締役(現任)			1				
2018年 2 月 山下法律事務所弁護士 2019年 4 月 当社社外取締役(現任)			1				
2019年4月 当社社外取締役(現任)			1				
				1			
				2019年4月			
2020年 6 月 KOMA法律事務所弁護士(現任)				0000/5 6 5			

人 役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	高崎 敏彦	1961年12月12日生	1992年 4 月 1999年11月 2002年 3 月 2003年10月 2005年 7 月 2006年 1 月 2007年 5 月 2009年10月 2010年12月 2014年 3 月 2014年 10月 2017年 1 月 2017年 6 月 2018年11月 2019年 3 月	東邦生命保険相互会社 (現 ジブラルタ生命保険株式会 社) 入社 同 大阪総合法人部副長 オリスの名法人の部では、一次ののでは、1000円のでは、1	2022年1月から4年(注3)	-
監査役(社外)	太田剛	1952年12月23日生	1977年4月 1990年6月 1993年4月 1995年4月 1997年4月 2000年4月 2002年4月 2004年4月 2006年4月 2011年4月 2011年4月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上火災保険株式会社 三井不動産株式会社入社 同 ビル事業本部 東京ベイオフィス課長 一ビル営業本部 東京ベイオフィスは会社入社 同 ビル営業本部 東京ボザが部長 の 取続の経験の発表を対している。 三井不動産株式会社 ビル本部といる。 三井不動産株式会社 ビル本部といる。 三井不動産は、選挙を表している。 一事業部長 株式会社の対象が表している。 「現 会社の対象が表している。 「現 会社の対象が表している。」 「現 会社の対象が表している。」 「現 会社の対象が表している。」 「現 会社の対象が表している。 「現 に は は に は に は に いっか に は に は に は に は に は に は に は に は に は に	2020年 6 月 から 4 年	

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役(社外)	中山厚	1958年 4 月13日生	1995年7月 1996年7月 1998年7月 1998年12月 2005年7月 2007年7月 2009年8月 2011年7月 2013年7月 2015年4月 2015年6月 2015年6月 2021年6月 2021年7月	大蔵(現 財務省)入省 大臣官房金融検査部総括補佐 東海財務局理財部長 証券取引等監視委員会総括調整官 東京金保険郡・会員会総括調整官 東金保険機構、主義を 総合研究機構理事 北海道財務等、大学院教授 北海道以及等の形態 北海道以及等の形態 北海道以及等の形態 大學公長 大學公長 大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大學、大	2021年6月 から4年	
		į	Ħ			-

- (注)1. 取締役天野 秀樹及び小鞠 昭彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2.監査役太田 剛及び中山 厚は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3.監査役高崎 敏彦の任期は、2022年1月1日から4年以内に終了する最終の事業年度にかかる定時株主総会 の終結の時までであります。

有価証券報告書

3. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の状況は次のとおりであります。

役職名	氏名
専務執行役員	村岡 久
常務執行役員	山岸 潤
執行役員	兒嶋 恒
執行役員	加藤 晃朗
執行役員	八木 実
執行役員	塩貝 明大
執行役員	岩佐 秀明

社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、他の取締役又は監査役と人的関係を有さず、また当社と資本関係も有しておりません。社外取締役天野秀樹が勤務するセイコーホールディングス株式会社は、当社とは一般的な取引条件での預金取引を行っております。その他の社外取締役および社外監査役は、当社との銀行取引はなく、特に利害関係はございません。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、監査役3名〔うち非常勤(社外)監査役2名〕で構成されています。また監査役の職務執行をサポートするため監査役補助スタッフ1名(監査部と兼務)を配置、監査役補助業務については直接指示を行う態勢としております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、取締役会をはじめ重要諸会議への出席、代表 取締役との定期的な面談、各部門の役職員との面談、拠点往査等による業務監査等を通して、取締役の職務執行 を監査し、発見事項については直接代表取締役に報告・意見具申を行っております。また、会計監査人や内部監 査部署と定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い 監査を実施しております。非常勤(社外)監査役は、重要諸会議への出席をはじめ、常勤監査役と意思疎通・情 報共有を図って連携し、監査役会での十分な議論を踏まえて独立した立場から監査を実施しております。

なお、当社の常勤監査役は銀行員としての十分な経歴を持ち、非常勤(社外)監査役も企業経営や財務会計等の分野において高い見識や豊富な経験を有しており、両者とも財務・会計に関する十分な知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を11回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

(監査役会への出席状況)

氏名	役職名	開催回数(在任中)	出席回数
市場 誠	常勤監査役	11回	11回
高崎 敏彦	常勤監査役	2 回	2 回
坂口 勝一	非常勤監査役(社外)	4 回	4 回
太田 剛	非常勤監査役(社外)	11回	11回
中山 厚	非常勤監査役(社外)	7 回	7 回

- (注)1.坂口 勝一は、2021年6月25日をもって非常勤監査役を退任しております。
 - 2.市場 誠は、2022年6月24日をもって常勤監査役を退任しております。

(監査役会における主な検討事項)

監査役会における主要な検討事項は、監査の方針・監査の分担及び監査実施計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選・再任等であります。また、こうした事項にとどまらず、常勤監査役からの監査報告・情報共有を適時に行い監査役監査の実効性確保に努めております。

内部監査の状況

当社では業務執行部署から独立した内部監査部門である監査部(人員9名)を配置しております。

内部監査は、取締役会で承認された「内部監査の基本方針」に基づき、年度ごとに策定する「内部監査計画」に沿って実施しています。銀行業務、信託業務を遂行する部署を対象に行う業務監査、法令等により定期的な監査が必要な業務および決算業務等を対象に行う定期・定例監査、法令等の制度対応事項や内外の環境変化など特定のテーマやリスク管理態勢を対象として組織横断的に行うテーマ監査等を組み合わせて実施しています。また、経営に影響を与えるリスクを早期に発見するためのモニタリング体制を整え、適時に実施しています。

監査部は、内部管理の主要目的である法令等および社内諸規程への準拠性、リスク管理の適切性、業務運営の有効性と効率性、財務報告の信頼性などの達成状況を客観的・総合的に評価し、その監査結果は、主要な指摘事項、改善提言などを含め取締役会に報告し、被監査部署および関連部署に伝達しています。また、内部監査による指摘事項や改善提言などについて、監査部は、その改善に向けた進捗状況を定期的に取締役会に報告し、内部管理態勢の改善促進を図っています。

また、監査部は、内部監査態勢に関する経営陣の認識を深めるべく、取締役および監査役が出席する「内部監査連絡会」を原則毎月開催し、直近の内部監査結果などを踏まえた協議を実施しています。

さらに、監査役および会計監査人と定例ミーティングなどにより、適宜に情報交換を行い、適切かつ効率的な 監査実施のために緊密な連携を図っています。

なお、当社は最低でも5年に1度、内部監査の適切性について外部品質評価を実施しております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b . 継続監査期間

24年間

当社は、有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日監査法人との間で、1998年から監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人との間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が定期的に情報交換を実施するなど、会計監査の実効性向上に努めております。

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 寺澤 豊 指定有限責任社員 業務執行社員 御園生豪洋 指定有限責任社員 業務執行社員 田嶋 俊朗

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他10名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会で定める「会計監査人の職務遂行評価等に関する方針」に基づき、選任並びに再任の適否を判断しております。

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f.監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会で定める「会計監査人の職務遂行評価等に関する方針」に基づき、当社の会計監査人として適切性・妥当性を監査役会で評価を行っております。評価の内容は以下の通りです。

[監査法人]

- 1.会計監査人の職業倫理及び独立性
- 2.監査契約の受任、更新に関する方針及び手続きの整備・運用状況
- 3 . 会計監査人として職務遂行を適切に行うことを確保するための品質管理体制
- 4.情報セキュリティの体制
- 5.会社法第340条における欠格(解任)事由の該当性
- 6.監督官庁等外部情報(金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、US.PCAOBによる検査等の結果など)

[監査法人の監査チーム]

- 7.会計監査人としての専門的知見
- 8. 監査計画
- 9.組織的な監査実施体制
- 10. 監査報酬
- 11.経営者等とのコミュニケーション
- 12. 監査役とのコミュニケーション

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業	美年度	当事業年度		
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	
46	3	48	-	

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務であります。

b.監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査報酬については、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容 等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、代表取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通して、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績、会計監査人の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等の検証を踏まえ、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5)【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1.当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の 財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- 3. 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
- 4. 当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、会計基準設定主体等が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加しています。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	182,915	144,772
預け金	182,915	144,772
コールローン	-	60,000
買入金銭債権	8,729	5,891
有価証券	2, 6 266,432	2, 6 273,152
国債	3,010	4,967
地方債	130,471	134,625
社債	126,710	125,487
株式	0	137
その他の証券	6,240	7,935
貸出金	1, 3 2,230,002	1, 3 2,205,779
証書貸付	2,122,322	2,110,074
当座貸越	107,679	95,705
外国為替	0	-
外国他店預け	0	-
その他資産	8,243	8,249
未決済為替貸	91	73
前払費用	245	298
未収収益	2,808	2,742
金融商品等差入担保金	23	-
社債発行費	36	29
その他の資産	2 5,036	2 5,105
有形固定資産	4, 5 4,627	4, 5 5,028
建物	1,407	1,589
土地	3,142	3,142
その他の有形固定資産	77	296
無形固定資産	3,890	4,320
ソフトウエア	3,882	4,311
その他の無形固定資産	8	8
繰延税金資産	1,905	1,862
支払承諾見返	19,397	8,430
貸倒引当金	4,064	3,711
資産の部合計	2,722,080	2,713,775

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
負債の部		
預金	1,999,172	2,037,213
当座預金	51	-
普通預金	138,505	132,648
定期預金	1,846,680	1,867,954
その他の預金	13,934	36,610
譲渡性預金	305,040	230,770
コールマネー	22,500	15,000
借用金	2 90,000	2 90,000
借入金	90,000	90,000
社債	10,000	10,000
信託勘定借	30,843	54,870
その他負債	18,450	21,293
未払法人税等	1,637	1,219
未払費用	5,447	8,143
前受収益	87	68
金融派生商品	50	-
資産除去債務	76	82
その他の負債	11,150	11,780
賞与引当金	592	652
退職給付引当金	278	317
役員退職慰労引当金	0	-
利用促進引当金	30	31
支払承諾	19,397	8,430
負債の部合計	2,496,305	2,468,580
純資産の部		
資本金	45,000	45,000
資本剰余金	17,803	17,803
資本準備金	17,803	17,803
利益剰余金	162,541	182,760
その他利益剰余金	162,541	182,760
繰越利益剰余金	162,541	182,760
株主資本合計	225,344	245,564
その他有価証券評価差額金	430	368
評価・換算差額等合計	430	368
純資産の部合計	225,774	245,195
負債及び純資産の部合計	2,722,080	2,713,775

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 :	当事業年度 2021年4月1日 2022年3月31日)
経常収益	60,416		62,910
信託報酬	885		1,115
資金運用収益	52,600		51,964
貸出金利息	52,205		51,416
有価証券利息配当金	347		304
コールローン利息	2		44
預け金利息	2		18
その他の受入利息	47		180
役務取引等収益	3,405		4,484
受入為替手数料	32		18
その他の役務収益	3,373		4,466
その他業務収益	1,226		909
外国為替売買益	-		60
国債等債券売却益	163		54
金融派生商品収益	42		50
その他の業務収益	1,020		744
その他経常収益	2,299		4,435
貸倒引当金戻入益	-		290
償却債権取立益	84		79
その他の経常収益	2,214		4,065
経常費用	31,684		33,670
資金調達費用	4,490		4,387
預金利息	4,186		4,075
譲渡性預金利息	262		205
コールマネー利息	6		1
借用金利息	-		0
社債利息	0		16
その他の支払利息	33		89
役務取引等費用 	10,409		9,954
支払為替手数料	42		31
その他の役務費用	10,366 144		9,923 27
・ 大の他業務員用 ・ 外国為替売買損	55		21
が国際自力負債 国債等債券売却損	87		-
社債発行費償却	0		7
その他の業務費用	1		20
営業経費	1 16,166		1 18,661
その他経常費用	473		637
貸倒引当金繰入額	249		-
貸出金償却	178		593
その他の経常費用	45		44
経常利益	28,732		29,240
特別利益	0		20,240
固定資産処分益	0		
特別損失	5		59
固定資産処分損	5		59
税引前当期純利益	28,726		29,180
法人税、住民税及び事業税	8,956		8,566
法人税等調整額	160		395
法人税等合計	8,795		8,961
(本) (松寺百計)			
当	19,931		20,219

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

		株主	資本		評価・換算差額等	
		資本剰余金	利益剰余金			純資産合計
	資本金	次★淮/#-△	その他利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	142,609	205,413	263	205,676
当期変動額						
当期純利益			19,931	19,931		19,931
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)					167	167
当期変動額合計	-	-	19,931	19,931	167	20,098
当期末残高	45,000	17,803	162,541	225,344	430	225,774

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

		株主資本			評価・換算差額等					
		資本剰余金	利益剰余金							純資産合計
	資本金	次★淮/#◇	その他利益剰余金	株主資本合計	k主資本合計 その他有価証券評 価差額金	純貝连口司				
		資本準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	45,000	17,803	162,541	225,344	430	225,774				
当期変動額										
当期純利益			20,219	20,219		20,219				
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)					799	799				
当期変動額合計	-	-	20,219	20,219	799	19,420				
当期末残高	45,000	17,803	182,760	245,564	368	245,195				

【キャッシュ・フロー計算書】

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	主 2021年3月31日)	王 2022年3月31日)
税引前当期純利益	28,726	29,180
が 1 回 当 知能や 1 血 減 価償 却 費		1,425
	1,235 220	
貸倒引当金の増減()	74	352
賞与引当金の増減額(は減少) 退職給付引当金の増減額(は減少)		60
	48	39
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少) 資金運用収益	52,600	
貝立理用以 <u>简</u> 資金調達費用	4,490	51,964 4,387
有価証券関係損益()	4,490 75	
有側証分割係損益 () 固定資産処分損益 (は益)	5	699
	42	59 50
金融派生商品(負債)の純増減() 金融商品等差入担保金の純増()減	78	23
金融的の守を八担床金の総項() が 貸出金の純増()減	78,712	24,223
	110,591	
預金の純増減() 譲渡性預金の純増減()	28,970	38,041 74,270
議及任項並の紀境域() 借用金の純増減()	20,000	74,270
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	20,000 70	-
アリカン は、現立向寺初を除く)の紀頃() 減 コールローン等の純増()減		- - 7 200
コールマネー等の純増減()	20,534	57,280
カロスター からに からに からに からに からに からに からに かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かん かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	17,500 0	7,500
・	10,000	0
音通社関先り及び関係による指摘() 信託勘定借の純増減()	11,796	24,027
資金運用による収入 資金調達による支出	52,500	52,035
見立調達による又山 その他	5,552 605	1,828 641
小計	77,675	19,801
法人税等の支払額	8,876	8,984
営業活動によるキャッシュ・フロー	68,798	28,785
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	75,454	58,213
有価証券の売却による収入	68,731	43,765
有価証券の償還による収入	7,404	7,394
有形固定資産の取得による支出	59	597
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	1,628	1,706
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,005	9,356
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	67,792	38,142
現金及び現金同等物の期首残高	114,122	181,915
現金及び現金同等物の期末残高	1 181,915	1 143,772

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市 場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年~50年その他3年~20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」)という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備えるため、延滞や業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権については、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率に基づいて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は719百万円(前事業年度末は300百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として21年)による定額法に

より損益処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年~21年)による定

額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、中央銀行への預け金、他行等への要求払いの預け金及び償還期限が3カ月以内の定期預け金であります。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に関して、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)の成立日の属する事業年度より、グループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、同実務対応報告の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
貸倒引当金	4,064百万円	3,711百万円
(新型コロナウイルス感染症の影響による	(1,277百万円)	(1,280百万円)
追加引当額)		

貸倒引当金のうち貸出金に対応する貸倒引当金は、前事業年度3,958百万円、当事業年度3,668百万円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金を含む全ての債権は資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、債務者の返済能力を総合的に勘 案して債務者区分を判定しています。また、貸倒引当金は、決定した債務者区分に応じて「注記事項(重要な 会計方針) 5.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」に基づき算定しております。

主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の支払能力」と「当社が考えるコロナ 感染症が経済活動に与える影響の将来見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の支払能力」は以下のような仮定の下、判定しております。

貸出金の大部分を占める投資用不動産ローンの債務者区分は、貸出金返済の延滞回数に基づいて判定してい ますが、一部の債務者(個別査定先)については、融資対象物件の賃料やその他の収入を基礎とした見積り キャッシュ・フローによる債務返済能力等を総合的に勘案して判定しております。また、法人向け貸出につい ては、債務者の財務内容、資金繰り、収益力等の定量情報及び事業内容、資金使途、貸出条件等の定性情報に より債務者の返済能力を総合的に勘案して債務者区分を判定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当金については、以下の「当社が考えるコロナ感染症が 経済活動に与える影響の将来見通し」の仮定の下、算定しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響は一定期間継続すると想定しており、今後、経済活動へ の影響が一層深刻化することとなれば、主として将来の貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性があると 認識しております。このような状況において当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備 えるため、延滞や業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権について、債務者区分が悪化するとの仮定 に基づいて、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率に基づき貸倒引当金を算定しております。

翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別査定先及び法人向け貸出先の業況変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業 年度以降において、貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の 影響を考慮した貸倒引当金の算定に使用した仮定は不確実性を含んでおり、新型コロナウイルス感染症の状況 や経済への影響が変化した場合には、翌事業年度以降において、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、損 失額が増加する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記に ついては記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について 保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限 る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息、仮払金及び立替金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるも のであります。

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,128百万円	1,732百万円
危険債権額	8,244百万円	6,758百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	10百万円	- 百万円
合計額	10,383百万円	8,491百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当 しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ず る債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
担保に供している資産		
有価証券	141,183百万円	140,546百万円
計	141,183百万円	140,546百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	90,000百万円	90,000百万円

上記は日本銀行当座貸越取引等の担保であります。

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	
有価証券	21,568百万円	21,503百万円
なお、信託業法に基づく供託金とし	って、次のものを差し入れております。 前事業年度	
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
現金 また、その他の資産には、保証金及	25百万円 で敷金が含まれておりますが、その金8	25百万円 頃は次のとおりであります。
	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
保証金 敷金	1百万円 246百万円	1百万円 344百万円
3 当座貸越契約及び貸付金に係るコミ 契約上規定された条件について違反が す。これらの契約に係る融資未実行残	「ない限り、一定の限度額まで資金を貸し	
	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
融資未実行残高	101,419百万円	94,326百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	94,627百万円	87,326百万円
券等の担保を徴求するほか、契約後も	定期的に予め定めている社内手続に基づ	らいて必要に応じて不動産・有価証 づき顧客の業況等を把握し、必要に
	定期的に予め定めている社内手続に基づ	
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額	定期的に予め定めている社内手続に基立 計置等を講じております。	づき顧客の業況等を把握し、必要に
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措	定期的に予め定めている社内手続に基立 計置等を講じております。 前事業年度	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額	定期的に予め定めている社内手続に基立 置等を講じております。 前事業年度 (2021年3月31日)	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年 3 月31日)
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額	定期的に予め定めている社内手続に基立 置等を講じております。 前事業年度 (2021年3月31日)	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年 3 月31日)
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額	定期的に予め定めている社内手続に基立 計置等を講じております。 前事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度	びき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額	定期的に予め定めている社内手続に基立 計置等を講じております。 前事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日)	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日)
券等の担保を徴求するほか、契約後も応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額 (当事業年度の圧縮記帳額) 6 「有価証券」中の社債のうち、有価	定期的に予め定めている社内手続に基立 計置等を講じております。 前事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日)	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日) 16百万円 (-百万円)
券等の担保を徴求するほか、契約後も 応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額 圧縮記帳額 (当事業年度の圧縮記帳額)	定期的に予め定めている社内手続に基立 計事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日) 16百万円 (-百万円)	づき顧客の業況等を把握し、必要に 当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日) 16百万円 (-百万円)
券等の担保を徴求するほか、契約後も応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額 圧縮記帳額 (当事業年度の圧縮記帳額) 6 「有価証券」中の社債のうち、有価	定期的に予め定めている社内手続に基立 計事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日) 16百万円 (-百万円)	当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日) 16百万円 (-百万円) (-百万円)
券等の担保を徴求するほか、契約後も応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額 圧縮記帳額 (当事業年度の圧縮記帳額) 6 「有価証券」中の社債のうち、有価	定期的に予め定めている社内手続に基立 前事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日) 16百万円 (-百万円) 「証券の私募(金融商品取引法第2条第3 前事業年度 (2021年3月31日) 1,018百万円	当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日) 16百万円 (-百万円) 3項)による社債に対する保証債務 当事業年度 (2022年3月31日)
券等の担保を徴求するほか、契約後も応じて契約の見直し、与信保全上の措 4 有形固定資産の減価償却累計額 減価償却累計額 5 有形固定資産の圧縮記帳額 圧縮記帳額 (当事業年度の圧縮記帳額) 6 「有価証券」中の社債のうち、有価の額	定期的に予め定めている社内手続に基立 前事業年度 (2021年3月31日) 1,040百万円 前事業年度 (2021年3月31日) 16百万円 (-百万円) 「証券の私募(金融商品取引法第2条第3 前事業年度 (2021年3月31日) 1,018百万円	当事業年度 (2022年3月31日) 1,111百万円 当事業年度 (2022年3月31日) 16百万円 (-百万円) (-百万円) 3項)による社債に対する保証債務 当事業年度 (2022年3月31日)

(損益計算書関係)

1 営業経費には、次のものを含んでおります。

(自 至		当事業年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与・手当	6,749百万円	6,849百万円
事務委託費	2,559百万円	3,006百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

- 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	ı	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	1	1	-	-	
合計	-	-	-	-	

- 2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	182,915百万円	144,772百万円
定期預け金	1,000百万円	1,000百万円
現金及び現金同等物	181,915百万円	143,772百万円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から7年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなることや、より高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ない し消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリス クであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リス ク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針(クレジット・ポリシー)

投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針(クレジット・ポリシー)」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である投資用不動産ローン(投資マンション、アパートなど)の取り扱いに際しては、お客さまとの面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また不動産関連のマーケット情報を収集し、お客さまの返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的見地で判断する個別対応型の審査を行っております。カードローンについては、申し込み時にお客さまから申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社及び保証会社において審査を行い、お客さまの返済能力に応じた限度額設定などを行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で融資判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターンの確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。

・ポートフォリオ管理

個別与信先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先(グループ)に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制態勢を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスク、為替リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借用金」、「社債」であります。為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、一部の「貸出金」とその調達手段であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額(VaR)を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額(VaR)を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

金利リスク・為替リスクについては、分散・共分散法(保有期間1年、信頼区間 片側99%、観測期間3年)を採用しており、2022年3月31日現在、当社の市場リスク量(VaR)は、全体で6,505百万円(2021年3月31日現在は5,467百万円)であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間60日、信頼区間 片側99%、観測期間5年)を採用しており、2022年3月31日現在、公社債の市場リスク量(VaR)は、1,442百万円(2021年3月31日現在は1,326百万円)であります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを定期的に実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及びコールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)買入金銭債権	8,729	8,729	-
(2)有価証券			
その他有価証券	265,241	265,241	-
(3)貸出金	2,230,002		
貸倒引当金(*1)	3,958		
	2,226,044	2,225,596	447
資産計	2,500,015	2,499,567	447
(1)預金	1,999,172	2,001,197	2,025
(2)譲渡性預金	305,040	305,040	-
(3)借用金	90,000	90,000	-
(4) 社債	10,000	10,006	6
負債計	2,404,212	2,406,243	2,031
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(50)	(50)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(50)	(50)	-

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

^(*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

当事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)買入金銭債権	5,891	5,891	-
(2)有価証券			
その他有価証券	270,256	270,256	-
(3)貸出金	2,205,779		
貸倒引当金(*1)	3,668		
	2,202,110	2,202,246	135
資産計	2,478,258	2,478,394	135
(1)預金	2,037,213	2,038,473	1,260
(2)譲渡性預金	230,770	230,770	-
(3)借用金	90,000	90,000	-
(4) 社債	10,000	9,965	35
負債計	2,367,983	2,369,208	1,225
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

有価証券報告書

(注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
非上場株式(* 1)	0	48
組合出資金(*2)	1,190	2,847

- (*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年3月31日)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金	182,915	-	-	-	-	-
コールローン	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	1,837	1,147	2,562	287	836	2,058
有価証券	17,245	51,972	88,438	45,276	62,309	-
その他有価証券のう ち満期があるもの	17,245	51,972	88,438	45,276	62,309	-
うち国債	-	-	-	-	3,010	-
地方債	1,913	12,527	59,667	17,800	38,562	-
社債	15,332	38,749	25,418	26,474	20,736	-
その他	-	695	3,352	1,001	-	-
貸出金	120,557	165,995	138,571	135,630	189,412	1,479,834
合計	322,555	219,115	229,571	181,195	252,558	1,481,892

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金	144,772	-	-	-	-	-
コールローン	60,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権	821	1,344	2,310	405	428	582
有価証券	9,272	82,534	78,034	40,835	59,490	-
その他有価証券のう ち満期があるもの	9,272	82,534	78,034	40,835	59,490	-
うち国債	-	-	-	-	4,967	-
地方債	-	44,343	44,438	18,142	27,700	-
社債	8,630	38,191	29,149	22,692	26,823	-
その他	641	-	4,446	-	-	-
貸出金	111,981	154,871	138,800	132,243	190,162	1,477,719
合計	326,848	238,750	219,145	173,483	250,081	1,478,302

(注3)社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 前事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*)	842,859	621,172	535,139	-	-	-
譲渡性預金	274,150	30,890	-	-	-	-
コールマネー	22,500	-	-	-	-	-
借用金	20,000	43,800	26,200	-	-	-
社債	-	-	10,000	-	-	-
合計	1,159,509	695,862	571,339	-	-	-

^(*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度 (2022年3月31日)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*)	901,080	774,870	347,237	14,025	-	-
譲渡性預金	205,000	25,370	400	-	-	-
コールマネー	15,000	-	-	-	-	-
借用金	33,800	46,200	10,000	-	-	-
社債	-	-	10,000	-	-	-
合計	1,154,880	846,440	367,637	14,025	-	-

^(*)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品 当事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時。価							
<u>△</u> 刀	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計				
買入金銭債権	-	-	4,907	4,907				
有価証券								
その他有価証券								
国債・地方債等	-	139,592	-	139,592				
社債	-	124,691	795	125,487				
株式	88	-	-	88				
その他	•	993	-	993				
資産計	88	265,277	5,703	271,069				

- (*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める 経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託等 の金額は4,094百万円であります。
 - (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当事業年度(2022年3月31日)

区分	時価						
<u>Б</u> Л	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計			
買入金銭債権	-	-	984	984			
貸出金	-	-	2,202,246	2,202,246			
資産計	-	-	2,203,230	2,203,230			
預金	-	2,038,473	-	2,038,473			
譲渡性預金	-	230,770	-	230,770			
借用金	-	90,000	-	90,000			
社債	-	9,965	-	9,965			
負債計	-	2,369,208	-	2,369,208			

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権は、主に信託受益権であり、取引金融機関から提示された価格、又は裏付資産を分析し、倒産確率、期限前返済率、債務不履行リスク等を考慮し将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場金利に信用スプレッドの調整を加えた割引率で割引いた現在価値を時価として、レベル3の時価に分類しております。

また、これらに該当しない買入金銭債権は、投資用不動産ローン債権流動化に伴う現金準備金受益権等であり性質上現金に類似しております。時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3に分類しております。

有価証券

有価証券のうち、上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用し、レベル1の時価に 分類しております。

債券については、公表された無調整の相場価格を利用し、市場の活発性に基づき、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債及び特定社債については、相場価格が入手できないことから、債務不履行リスク等を考慮し将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場金利に信用スプレッドの調整を加えた割引率により割引いた現在価値を時価としており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して重要な観察できないインプットを用いていることから、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金の時価は、主に一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債は、公表された無調整の相場価格を利用し、市場の活発性に基づき、レベル2の時価に 分類しております。

(注2)時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権				
		倒産確率	0.0% - 0.4%	0.2%
信託受益権	現在価値技法	期限前返済率	0.0% - 12.2%	5.9%
		信用スプレッド	1.9% - 4.1%	3.3%
有価証券				
その他有価証券				
自行保証付私募債及び特定社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.4% - 1.5%	0.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2022年3月31日)

(単位:百万円)

		当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売	ا الشارع	ا ا ا		当期の損益に計上 した額のうち貸借
	期首残高	対数に 評価・換		却、発行 及び決済 の純額	レベル 3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	対照表日において 保有する金融資産 及び金融負債の評 価損益
買入金銭債権								
信託受益権	7,739	87	119	2,800	-	-	4,907	-
有価証券								
その他有価証券								
自行保証付私募債 及び特定社債	1,020	1	1	223	1	-	795	-

- (*1)損益計算書の「資金運用収益」及び「その他業務収益」に含まれております。
- (*2)貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信託受益権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、期限前返済率及び信用スプレッドであります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、信用スプレッドに関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

また、自行保証付私募債及び特定社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドの著しい増加(減少)は、単独では時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。
- 4.その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

則事業中度(2021年 3 月31日 「	, 			
	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	-	-	-
	債券	142,904	142,417	486
	国債	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超 えるもの	地方債	86,592	86,324	267
	社債	56,312	56,093	218
	その他	12,723	12,349	373
	小計	155,627	154,767	860
	株式	-	-	-
	債券	117,287	117,522	234
	国債	3,010	3,020	9
貸借対照表計上額が取得原価を超 えないもの	地方債	43,879	43,948	69
	社債	70,398	70,553	155
	その他	695	700	4
	小計	117,982	118,222	239
合計		273,610	272,990	620

当事業年度(2022年3月31日)

13-X 12 (10-1 107)30.H	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	-	-	-
	債券	64,398	64,250	148
	国債	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超 えるもの	地方債	30,723	30,664	58
	社債	33,675	33,585	90
	その他	4,442	3,971	471
	小計	68,841	68,221	620
	株式	88	99	10
	債券	200,680	201,624	943
	国債	4,967	5,018	50
貸借対照表計上額が取得原価を超 えないもの	地方債	103,901	104,285	383
	社債	91,811	92,320	508
	その他	6,536	6,734	197
	小計	207,306	208,458	1,152
合計		276,148	276,680	531

- 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券該当事項はありません。
- 6 . 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4	-	-
債券	68,727	163	87
国債	4,012	12	-
地方債	31,175	90	0
社債	33,539	60	87
その他	-	-	-
合計	68,731	163	87

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	43,625	54	-
国債	-	-	-
地方債	11,260	27	-
社債	32,365	26	-
その他	2,830	-	-
合計	46,455	54	-

- 7.保有目的を変更した有価証券 該当事項はありません。
- 8.減損処理を行った有価証券該当事項はありません。

(金銭の信託関係) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。 前事業年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	620
その他有価証券	620
()繰延税金負債	189
その他有価証券評価差額金	430

当事業年度(2022年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	531
その他有価証券	531
(+)繰延税金資産	162
その他有価証券評価差額金	368

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又 は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。 なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度(2021年3月31日)

133396 122 (111)					
区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約				
店頭	- - 売建	2,352	-	50	50
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	50	50

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当事業年度(2022年3月31日) 該当事項はありません。

(3)株式関連取引 該当事項はありません。

(4)債券関連取引 該当事項はありません。

(5)商品関連取引 該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引 該当事項はありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度と確定拠出年金制度を採用しています。

この制度により従業員には、定年退職時に一括で退職金を受け取るか、分割で年金を受け取る権利が付与されています。

確定給付型年金制度は、キャッシュバランスプランを採用しています。 確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,722	1,913
勤務費用	171	180
利息費用	12	15
数理計算上の差異の発生額	16	17
退職給付の支払額	34	28
転籍に伴う増加額	25	47
退職給付債務の期末残高	1,913	2,111

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	1,137	1,377
期待運用収益	21	26
数理計算上の差異の発生額	88	1
事業主からの拠出額	138	150
退職給付の支払額	34	28
転籍に伴う増加額	25	47
年金資産の期末残高	1,377	1,574

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,913	2,111
年金資産	1,377	1,574
未積立退職給付債務	536	536
未認識数理計算上の差異	246	208
未認識過去勤務費用	12	11
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278	317

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)
退職給付引当金	278	317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278	317

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	171	180
利息費用	12	15
期待運用収益	21	26
数理計算上の差異の費用処理額	24	19
過去勤務費用の費用処理額	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	186	189

(5)年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

TEXECULATION OF CONTROL OF THE CONTR			
区分	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)	
債券	35%	38%	
株式	19%	16%	
一般勘定	46%	46%	
合計	100%	100%	

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率については、年金資産のポートフォリオの内容及びこれらのポートフォリオから生じる長期期待運用収益率に基づいて毎期決定しております。長期期待運用収益率は、従業員が勤務の結果として生じる給付を受けるまでの期間に、実際に資産から生じる長期の収益率に近似するように設定されます。その設定にあたっては、年金資産のポートフォリオから生じた過去の実際の収益や様々な資産から生じる個々の独立した予定利率を含む、多くの要素を用いています。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.7%	0.8%
長期期待運用収益率	1.9%	1.9%
予想昇給率	5.5%	5.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度80百万円、当事業年度89百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当事業年度 (2022年 3 月31日)	
操延税金資産			
貸倒引当金	1,268百万円	1,288百万円	
未払事業税・事業所税	354	280	
その他有価証券評価差額金	-	162	
その他	473	553	
繰延税金資産合計	2,095	2,285	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	189	-	
組合出資金	-	391	
その他	0	31	
繰延税金負債合計	190	422	
繰延税金資産の純額	1,905百万円	1,862百万円	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

- 1. 関連会社に関する事項 当社は関連会社がないため、該当事項はありません。
- 2. 開示対象特別目的会社に関する事項 当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	62,910
うち信託報酬	1,115
うち役務取引等収益	4,484
預金・貸出業務	3,810
為替業務	18
証券関連業務	4
代理業務	105
保護預り・貸金庫業務	0
保証業務	86
その他	459

⁽注)上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

		貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計	
外	部顧客に対する経常収益	55,012	510	4,893	60,416	

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計	
外部顧客に対する経常収益	55,593	358	6,957	62,910	

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会	オリック ス・クレ	東京都	4 900	個人向け金融サー		保証委託取 引	債務被保証 (注)	78,900	-	-
社を持り去し社	ジット株式 会社	立川市	4,800	_{並融り} ー ビス業 	-	債務被保証	支払保証料 (注)	4,647	-	-

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会	オリック ス・クレ	東京都	4 900	個人向け金融サー		保証委託取 引	債務被保証 (注)	72,123	-	-
社を持り去し社	ジット株式 会社	立川市	4,800	_{並融り}	-	債務被保証	支払保証料 (注)	4,068	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に 決定しております。
 - 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

オリックス株式会社(東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	188,145円76銭	204,329円27銭
1 株当たり当期純利益	16,609円58銭	16,849円51銭

(注)1.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	19,931	20,219
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	19,931	20,219
普通株式の期中平均株式数	千株	1,200	1,200

(注)2.なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
					(百万円)		
有形固定資産							
建物	2,098	341	113	2,326	737	77	1,589
土地	3,142	-	-	3,142	-	-	3,142
その他の有形固定資産	427	305	61	670	373	82	296
有形固定資産計	5,668	646	175	6,139	1,111	159	5,028
無形固定資産							
ソフトウエア	6,528	1,706	781	7,452	3,140	1,265	4,311
その他の無形固定資産	8	-	-	8	-	-	8
無形固定資産計	6,536	1,706	781	7,460	3,140	1,265	4,320

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
オリックス銀行株式会社第1回無担保 社債(社債間限定同順位特約付)	2021年3月11日	10,000	10,000	0.16	なし	2026年 3 月11日
合計	-	10,000	10,000	-	-	-

(注) 決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	-	-	-	10,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	90,000	90,000	0.00	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	90,000	90,000	0.00	2022年 6 月 ~ 2026年 3 月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-

(注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2.借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	33,800	20,000	26,200	10,000	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借用金」の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,064	3,711	62	4,001	3,711
一般貸倒引当金	3,327	3,188	1	3,327	3,188
個別貸倒引当金	736	522	62	673	522
うち非居住者向け債権分	ı	ı	ı	1	1
賞与引当金	592	652	592	1	652
役員退職慰労引当金	0	ı	0	1	1
利用促進引当金	30	31	30	1	31
計	4,687	4,395	686	4,001	4,395

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,637	1,201	1,619	-	1,219
未払法人税等	500	315	497	-	319
未払事業税	1,136	885	1,122	1	900

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における 負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略して おります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(2022年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金126,123百万円、他の銀行への預け金18,648百万円でありま

す。

その他の証券 外国証券993百万円、投資信託受益証券4,094百万円その他であります。

前払費用 営業経費297百万円その他であります。 未収収益 貸出金利息2,596百万円その他であります。

その他の資産 回収サービス業務資産3,389百万円、未収金855百万円(貸出金等)その他でありま

す。

負債の部

その他の預金別段預金36,561百万円その他であります。未払費用預金利息7,600百万円その他であります。前受収益貸出金利息27百万円その他であります。

その他の負債 連結納税未払金6,889百万円、預り金4,293百万円(流動化債権回収金等)その他で

あります。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1 株券、 5 株券、10株券、50株券、100株券および株数を示した株券
剰余金の配当の基準日	3 月31日
1 単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目22番 8 号 オリックス銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第28期)(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及び確認書

(第29期中)(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)2021年12月13日関東財務局長に提出。

(3)発行登録書(社債)及びその添付書類 2022年1月25日関東財務局長に提出。

(4) 訂正発行登録書

2022年1月25日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 オリックス銀行株式会社(E36338) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月17日

オリックス銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 御園生豪洋 印

> 指定有限責任社員 公認会計士 田嶋 俊朗 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリックス銀行株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリックス銀行株式会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金に係る貸倒引当金の見積りの合理性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

オリックス銀行株式会社は、当事業年度末の貸借対照表において、貸出金2兆2,057億円(総資産の81.3%)、貸倒引当金37億円を計上しており、貸出金に対する貸倒引当金は36億円である。また、貸出金のうち、投資用不動産ローンは1兆9,071億円(貸出金の86.5%)、法人向け貸出は2,065億円(貸出金の9.4%)となっている。

債務者区分の判定

注記事項(重要な会計方針)5.引当金の計上基準(1)貸倒引当金及び(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、オリックス銀行株式会社は、貸出金を含む全ての債権について資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定した債務者区分に応じて、償却・引当基準に則り貸倒引当金を計上している。

オリックス銀行株式会社では、大部分の投資用不動産ローンの債務者区分について貸出金返済の延滞回数に基づき判定しているが、一部の債務者(個別査定先)については、融資対象物件の賃料や債務者のその他の収入を基礎とした見積りキャッシュ・フローを考慮した債務返済能力を総合的に勘案して判定している。また、法人向け貸出については、債務者の財務内容、資金繰り、収益力等の定量情報及び事業内容、資金使途、貸出条件等の定性情報により債務者の返済能力を総合的に勘案して判定している。個別査定先及び法人向け貸出に係る債務者区分の判定には、経営者による主観的な判断を伴う。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当 金の対象となる債務者の特定

注記事項(重要な会計上の見積り)(1)当事業年度に 係る財務諸表に計上した額及び(2)識別した項目に係る 重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

主要な仮定に記載のとおり、オリックス銀行株式会社では、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備えるため、延滞や業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権について、債務者区分が悪化するとの仮定に基づいて、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率を使用しており、当該貸倒実績率を使用した貸倒引当金が12億円追加計上されている。延滞や業況の悪化が見込まれる債務者の特定には、経営者による主観的な判断を伴う。

以上から、当監査法人は、貸出金に係る貸倒引当金の 見積りの合理性、その中でも投資用不動産ローンにおけ る個別査定先及び法人向け貸出の債務者区分の判定、新 型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引当金の 対象となる債務者の特定が、当事業年度の財務諸表監査 において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」 に該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、貸出金に係る貸倒引当金の見積りの合理 性を検討するため、主に以下の手続を実施した。

(1) 内部統制の評価

貸出金に係る貸倒引当金の見積りに関連する内部統制につき、主に以下の統制に焦点を当てて整備状況及び運用状況の有効性を評価した。

- ・自己査定基準、償却・引当基準等が会計基準に基づき 適切に設定される体制
- ・貸倒引当金が償却・引当基準等に基づき正確に算定される体制
- ・投資用不動産ローンにおける個別査定先及び法人向け 貸出に係る債務者区分が自己査定基準に基づき適切に 判定される体制
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により延滞や業況悪 化が見込まれる債務者の把握とその影響を評価する体 制
- (2) 貸倒引当金の見積りの合理性についての検討 債務者区分の判定

債務者区分の判定の適切性を評価するため、個別に 検証対象とする債務者を定量的要因及び定性的要因の 双方を勘案して抽出し、主に以下の手続を実施した。

- ・投資用不動産ローンの個別査定先について、債務者 の返済能力に関する分析結果に係る記録や文書を閲 覧し、債務者区分が自己査定基準に準拠して判定さ れているかどうかを検討した。検討に当たっては、 見積リキャッシュ・フローの基礎となる融資対象物 件の賃料と近隣の賃料相場との比較を行った。
- ・法人向け貸出について、債務者の財務内容、資金繰り、収益力等の定量情報及び事業内容、資金使途、 貸出条件等の定性情報による債務者の返済能力に関する分析結果に係る記録や文書を閲覧し、債務者区 分が自己査定基準に準拠して判定されているかどうかを検討した。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引 当金の対象となる債務者の特定

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した貸倒引 当金の対象となる債務者が適切に特定されているかど うかを評価するため、主に以下の手続を実施した。

・対象となる債務者の特定のために設定した基準について、債務者の状況や属する業種、新型コロナウイルス感染症による影響の調査結果等に係る記録や文書を閲覧し、当該基準の適切性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。